

## 第4期幸区区民会議報告書の発行に寄せて

区民会議は、川崎市自治基本条例に基づき、暮らしやすい地域社会を目指して、区民の参加と協働により地域社会の課題の解決を図るために調査審議を行う機関として設置されています。平成24年7月に発足した第4期幸区区民会議では、様々な地域活動に携わっている総勢20名の委員が、幸区の地域課題の解決という目標に向かい、一丸となって調査審議を進めてきました。この間、調査審議の進行や区民会議フォーラムの実施などにあたっては、多くの区民の皆様にご協力いただき、心より御礼申し上げます。

第4期幸区区民会議では、はじめに地域課題の把握とテーマの選定を行い、その後、解決に向けた取組の方向性などについて、テーマごとに2つの専門部会を設けて調査審議を行いました。

「暮らしの安全部会」では、東日本大震災などによる防災意識や、区内での自転車の重大事故やルール違反が発生していることを背景に、「地域防災力の向上」と「自転車ルールの順守の推進」の2つをテーマに、11回にわたる部会での検討に加え、「マイ防災マップづくり」や「スケアード・ストレート方式の交通安全教室」などを行いました。

また、「みんなで見守りたい」では、隣近所との付き合いの希薄化などにより、地域における結びつきや共に支え合う関係が弱くなってきていることや、高齢者のみの世帯が増加し、孤独死の問題などが発生していることを背景に「地域の見守り体制づくり」をテーマとして、同じく11回にわたる部会での検討に加え、「見守り活動の現場訪問」や「町内会・自治会へのアンケート」などを行いました。

そして、第4期幸区区民会議としての提言を取りまとめるとともに、平成26年3月には幸区区民会議フォーラムを開催して、区民の皆様にご報告しました。

地域の課題解決には、様々な活動団体や区民の皆さんの御協力が必要です。この報告書を御一読いただいた後に、誰もが住みやすく、安心して暮らせるまちの実現に向けて、一緒に力を合わせてまちづくりに取り組んでいきたいとお考えいただければ幸いです。

今後とも、幸区区民会議の取組にご理解・ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成26年6月

第4期幸区区民会議委員長

西野 恭一



# 目 次

## 第 1 章 幸区区民会議の概要

- 1 区民会議とは ..... 1
- 2 区民会議による課題解決に向けた取組の流れ ..... 2

## 第 2 章 地域課題に基づく審議テーマの概要

- 1 各委員からの地域課題の提案 ..... 2
- 2 地域課題の集約による審議テーマの選定及び専門部会の設置 ..... 9

## 第 3 章 各部会の調査審議の方針及び検討内容

- 1 暮らしの安全部会 ..... 10
  - (1) 調査審議の方針 ..... 10
  - (2) 検討内容 ..... 12
- 2 みんなで見守りたい ..... 25
  - (1) 調査審議の方針 ..... 25
  - (2) 検討内容 ..... 27

## 第 4 章 第 4 期幸区区民会議からの提言

- 1 暮らしの安全部会からの提言 ..... 46
  - (1) 地域における防災力の向上 ..... 46
  - (2) 自転車の交通ルール順守の推進 ..... 46
- 2 みんなで見守りたいからの提言 ..... 47
  - (1) みんなで取り組む、ひとり暮らし高齢者等が  
元気に安心して暮らせるまちづくりに向けて ..... 47

## 第 5 章 第 4 期幸区区民会議の調査審議の内容を踏まえた区取組

- 1 スケアード・ストレート方式の交通安全教室の実施 ..... 48
- 2 ごみ収集車による交通安全広報活動 ..... 48

## 第 6 章 第 4 期幸区区民会議フォーラムの実施概要

- 1 当日の様子 ..... 49
- 2 第 4 期幸区区民会議フォーラムアンケート実施概要 ..... 54

## 参考資料

- 1 第 4 期幸区区民会議委員・参与名簿 ..... 60
- 2 第 4 期幸区区民会議 会議開催等日程 ..... 61
- 3 関係条例等 ..... 62



# 第1章 幸区区民会議の概要

## 1 区民会議とは

区民会議は、平成17年4月に施行した「川崎市自治基本条例」の第22条に規定された市長の附属機関です。暮らしやすい地域社会の実現を目指して、区民の参加と協働により、地域の課題を区民が主体となって解決を図るために調査審議を行います。

幸区ではこれまで、第1期（平成18、19年度）、第2期（平成20、21年度）、第3期（平成22、23年度）の区民会議が実施されており、今回は第4期目となります。

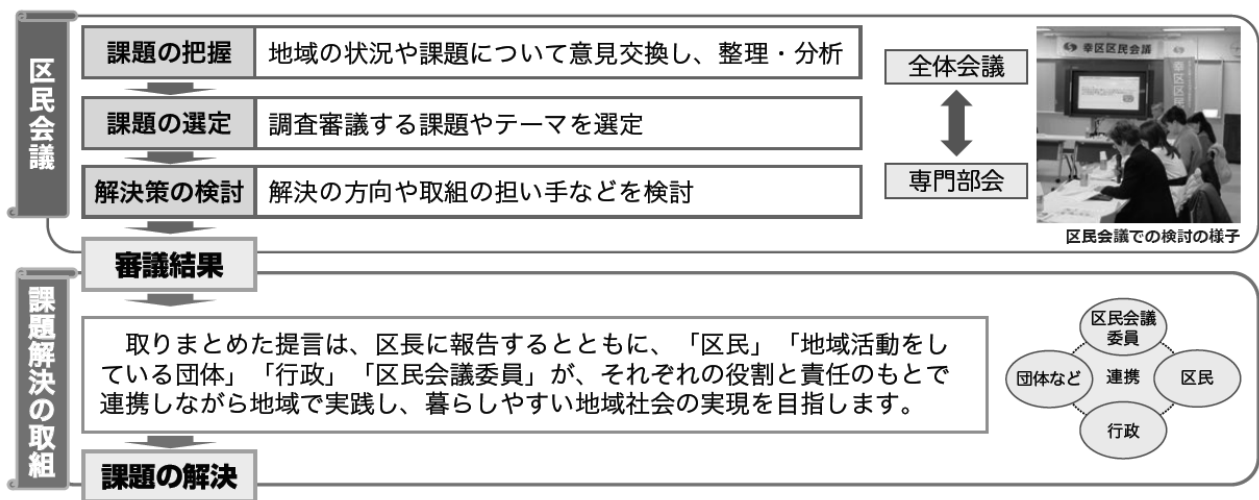
	審議テーマ	審議結果・課題解決への取組
第1期 平成18年7月 ） 平成20年6月	◆地域防災活動の推進	避難所運営会議、安否確認支援体制づくり等
	◆魅力づくりと市民活動の推進	地域のさまざまな団体のつながりや取組の活性化を図る
	◆健康で生きがいをもてる地域づくり	健康維持・増進の取組推進、情報発信 等
	◆安心して子育てできる環境づくり	子育て交流の場づくり、情報発信 等
	◆地域でのごみ減量・リサイクル	マイバック利用促進、資源集団回収ガイド作成 等
	◆自転車に関わる交通安全	交通ルール・自転車マナーを学び理解する取組推進 等
第2期 平成20年7月 ） 平成22年6月	◆地域防犯活動の推進	「わんわんパトロール」のモデル実施 等
	◆自転車通行のマナー向上	大人世代の自転車利用意識向上のための啓発強化 等
	◆地域コミュニティ活動の推進	案内サイン設置等による夢見ヶ崎公園周辺の魅力発信 等
第3期 平成22年7月 ） 平成24年6月	◆地域におけるエコ・環境の推進	ゴミの分別方法に関する情報提供 等
	◆自転車の通行マナーを向上させる取組の推進	自転車マナー向上に関する意識啓発活動の展開 等
	◆高齢者のサポート体制と地域コミュニティ	「地域交流の場」「日常生活のサポート窓口」に関する情報発信 等
	◆夢見ヶ崎公園周辺の魅力発信	子どもを中心としたイベントの継続実施 等

## 2 区民会議による課題解決に向けた取組の流れ

区民会議では、はじめに地域課題の把握や審議テーマの選定を行った後に、解決の方向や取組の担い手などについて、様々な視点で検討していきます。

幸区では、全ての区民会議委員と参加者が出席する「全体会議」と、審議テーマごとに分かれた委員が調査審議する「専門部会」の2つの会議を設け、各専門部会の調査審議を数回行った後に、全体会議を開催し、意見交換及び情報の共有を行うというプロセスを繰り返して、解決の方向性や具体的な方法について審議します。

その後、審議結果を提言としてとりまとめた後、区長に報告するとともに、区民との協働の推進や関係機関との連携等により地域課題の解決に取り組んでいきます。



## 第2章 地域課題に基づく審議テーマの概要

### 1 各委員からの地域課題の提案

第1回区民会議（全体会議）の開催に先立ち、各委員が今後の審議テーマを考えるに当たって、事前に「地域の課題として、解決に向けて協議したい事項」を提案することとしました。

提案された内容について、事務局が項目ごとに分類・整理し、それを基に意見交換を行いました。



区民会議における調査・審議の様子

各委員からの審議テーマ提案一覧表

No	地域の課題として、解決に向けて協議したい事項			地域の課題を解決するためのアイデアや他の地域で既に取り組んでいる事例
	分類	項目	内容	
1		安全・安心の区民生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災、家庭でできること、地域で取り組むことは何か</li> <li>●避難場所の確認や道順、そこでできることは何か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域ぐるみの避難訓練の実施。断水、たき出し等を実際に経験してもらう</li> <li>●例えば多摩川が氾濫した場合、どこまで被害が及ぶか等のシミュレーションをする</li> </ul>
2		震災等災害時避難所における避難者のストレス改善、アメニティ向上の支援サービス体制構築	<p>【目標】 (例えば)避難所内での避難者死亡率半減/ゼロ化、地域全員参加など</p> <p>【イメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難状況確認と問題対応及び処置</li> <li>●生活状況確認と問題緩和～解決サービス</li> <li>●安否情報、その他避難者の安心につながる情報サービス</li> <li>●医療衛生サービス</li> <li>●狭義/広義のメンタルケア、モチベーションアップサービスなど</li> </ul>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会・自治会の主体的参加</li> <li>●スキル等の保有者の登録と活用</li> <li>●施設/資材の準備と、活用体制の常設化(自営消防団方式など)など</li> </ul> <p>【チャレンジ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公的教育への組み込みなど</li> </ul>
3	地域防災活動の推進	区民が「備えあれば憂いなし」と言えるまちづくりの提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いつ起きてもおかしくない大地震</li> <li>・その時私たちはどう行動したらよいのか</li> <li>・一人暮らしの高齢者に誰が手を貸せるのか</li> <li>・避難所・給水所を市民は分かっているのか</li> <li>・分かっているでもみんなが押し寄せた時、大丈夫なのか</li> <li>・誰がリーダーとなって動くのか</li> <li>・どこまで備えていればよいのか</li> </ul>	
4		防災・避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個々の防災意識の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分の身は自分で守る。自分の安全を確保し、周りを見守る。</li> </ul>
5		地域避難所の初期設置方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所の開設、運営方法の公開</li> <li>●災害発生後に公助主導で避難所開設前に、自助・共助が終了した近隣住民の成すべきこと</li> <li>●指定避難所の駐車場、間取り配置など、住民を加えて検討する。</li> <li>●学校保管の防災器具と備品の公開、利用方法</li> <li>●道路寸断の場合、地域住民以外の避難者の対処方法</li> <li>●高齢者、ペット持込み避難者の誘導</li> <li>●複数の町内会が1か所の避難所に集まる際のルール作り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各町内会保有の防災器具の保管状況と非常食の配布方法</li> <li>●各町内会の防災器具保管一覧表を相互利用し、防災に役立てる。</li> <li>●防災倉庫の利用法</li> <li>●防犯と防災の融通性</li> </ul>

No	地域の課題として、解決に向けて協議したい事項			地域の課題を解決するためのアイデアや他の地域で既に取り組んでいる事例
	分類	項目	内容	
6	自転車マナーの向上	自転車マナーの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3期で、自転車マナーに取り組んできたが、まだ向上はしていない。</li> <li>●第4期も審議事項として継続的に意識啓発の活動をしていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幸区では自転車が走る道幅が非常に狭いので、警察や道路公園センターと話し合って検討していく必要がある。</li> <li>●相模原市では「自転車交通安全の日」を制定している。幸区も交通安全の日を制定したらよいと思う。</li> </ul>
7			●第3期における「自転車マナーの向上」について継続審議	
8			●以前からの継続となるが、時間のかかる問題	●自転車教室の開催など、色々な場面で推進が必要。小学校だけでなく、大人も参加し、全体で環境づくり
9			自転車による交通事故の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幸区では、自転車が関わる交通事故の割合が全体の3割を占めている。</li> <li>●自転車を片手運転しながら、平気で携帯電話をかけている若者がいかに多いか。自転車のマナーの悪さには、目に余るものがある。</li> </ul>
10	子どもの安全	地域ぐるみで未来を担う子どもを守り育てる	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小学生の通学路の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公道やL字溝に植木や自転車を置き公道を占拠している家がある。そこでは、通学路が狭くなり児童は車道を歩いて登校し、大変危険である。</li> <li>・幸警察との連携が必要かと思うが、区民同士の小さな思いやりでの解決方法が考えられる。</li> </ul> </li> </ul>	●第3期の活動に「自転車マナーアップ啓発活動」があり、継続的な意識啓発活動の提言があった。児童の通学時のみではなく、自転車走行車の安全確保にも関係しているので、地域での活動にあわせて啓発していきたい。



No	地域の課題として、解決に向けて協議したい事項			地域の課題を解決するためのアイデアや他の地域で既に取り組んでいる事例
	分類	項目	内容	
11	暮らしの安全	街路照明のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商店街の活力が失われ、商店街が街路灯の維持に苦慮する現状</li> <li>●一方、新区民の増加で防犯灯の必要な場所等の再検討が必要</li> <li>●街路灯の助成の制度についても、防犯面を強くする所、広告面が強い所などを区別して助成してはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●活気のある商店街と、そうではない商店街で、街路灯の助成に差をつけてもよいのではないか。</li> <li>●防犯照明の地域的な計画を調査・作成し、防犯照明のあり方を検討する。</li> </ul>
12	地域におけるエコ・環境の推進	ゴミの分別、ゴミの減量	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3期における「地域におけるエコ・環境の推進」について継続審議</li> </ul>	
13		環境問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3期提言の資源物などの問題を継続し、区民に浸透するように、色々な場面での推進を試みる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●色々な集合・集会場所での推進活動</li> </ul>
14	健康づくり	安全・安心の区民生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康維持には健診を！</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康面では、市が実施している健診の受診率を上げていく。健康に対する意識を変えていく。</li> </ul>
15	高齢者のサポート	高齢者に向けたサポートについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3期の安心・思いやり部会で行った、高齢者を対象としたシンポジウムに多くの意見が出ていたが、アンケートの内容を検討する時間が無かったように思う。</li> <li>●新委員の方々にも意見を聞きながら、区民会議で提案できることはないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●独居・高齢者世帯が増加していく中、交流の場づくり(世代を超えた)が必要と考えている。</li> <li>●社協、民協代表の方々の意見も踏まえ、現在ある老人いこいの家等との兼ね合いも考えつつ、協力・提案できればと思う。</li> </ul>
16		高齢者のための支援とコミュニティの場づくりについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3期の取組の中で、高齢者の方から地域コミュニティの場が欲しいと意見をいただいた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●引き続きの事項として、交流の場づくりについて充実させたい。</li> <li>●日常生活におけるサポート体制の一環として、医療、健康相談、行政機関、交流の場等の窓口の情報を提供したい。</li> </ul>
17		独居、引きこもりなどで困っている弱者を救う	<ul style="list-style-type: none"> <li>●独居・引きこもりで、社会参加できず、特に緊急時の対応に不便を感じている弱者への援助について検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会・自治会、老人クラブを通して隣近所の人々が、協力して相手の立場を理解しながら接近し、心を開かせる努力をしながら取り組む。</li> </ul>

No	地域の課題として、解決に向けて協議したい事項			地域の課題を解決するためのアイデアや他の地域で既に取り組んでいる事例
	分類	項目	内容	
18		社会構造の変化と共に生活弱者化が進む「概ね60歳以上の高齢独居者、自宅介護家族など」の支援を目的とする、コミュニケーション向上と生活面でのバリアフリー化サービス(ビジネス&ボランティア)促進の体制構築	<b>【目標】</b> (例えば)孤立死ゼロ、サービスの供給量2倍化/3年以内など <b>【イメージ】</b> ●お知らせサービス(無償) ●見回り・確認サービス(無償・有償) ●案内・付き添いサービス(無償・有償) ●傾聴・相談サービス(無償・有償) ●買い物サービス(無償・有償) ●代行サービス(無償・有償) ●修繕・整備サービス(無償・有償) など	<b>【課題】</b> ●ニーズの明確化と集約 ●サービスの担い手の拡大 ●サービスの質の向上 ●受給双方のコストメリットバランスの実現 ●町内会・自治会の主体的参加など <b>【チャレンジ】</b> ●ヘルパー2級資格者の増加と活用 ●公的教育への組み込みなど
19	高齢者のサポート	地域社会での孤立・孤独を無くす取組の強化推進	●地域住民同士のつながりの希薄化により、地域のなかで孤立化し、孤立死や虐待、悪質商法被害など、地域の福祉課題を深刻化させている。	●福祉のことは民生委員だけに頼るような施策でなく、行政などの広報活動の中で、隣近所の大切さ、つながりの大切さ、地域の住民に対して、近所の高齢者を見守ってくれるよう直接働きかける。 ●銀行、新聞販売店、牛乳屋さんにも見守ってくれるよう連携する。 ●高齢者の異変等にいち早く気づいて、住民同士で支援できるような、住んでいて良かったと思える幸区にしたい。
20		地域における高齢者福祉の充実について	●間もなく4名のうち1名が高齢者になり、一人暮らしの人や認知症を発症する人が多くなる傾向が見られる。 ●地域や隣近所の人、老人クラブなどの協力と見守りが必要となり、公的な在宅支援サービスの一層の充実が求められると考えられる。	●高齢者に優しいまちにするために現状の点検をする。(バリアフリーの点検、買い物難民の実状など) ●高齢者が参加し活動する「参加型の計画と活動を用意する」研究。(子ども通学路見守り、老人いこいの家などの環境整備、公園などの案内人など) ●次の世代を支える若い人の育成。(町会の役員になり地域の様子を知らせる、ごみの提出日など)

No	地域の課題として、解決に向けて協議したい事項			地域の課題を解決するためのアイデアや他の地域で既に取り組んでいる事例
	分類	項目	内容	
21	高齢者のサポート	第3期の「安心・思いやり部会」を引き継ぎ、新たに構築していく	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アンケート調査の数字から、高齢者のみの暮らしや一人暮らしが増え、介護の問題が多くなってくるとされる。</li> <li>●その中で、支援として必要だと思うのは、(アンケートの数字で)「気軽に相談できる人や場所」が62.9%と高く、また子育て支援においても「支援関係についてまったく知らない」が40%、「支援関係施設も利用したことがない」、「あまり利用していない」が26%とあった。</li> <li>●このことから、人と人とのつながりを作り、情報を発信していくことを課題とできればと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「退職を迎えるシニア世代が地域に貢献できる仕組みがない」が21%という数字を見ると、これは幸区地域福祉計画の中の人材の育成とコーディネート機能の充実という取組と区民会議が融合できたならば、地域人材資源の有効活用となり、大きなつながりになる。</li> </ul>
22	障害者のサポート	障害者のサポート体制と暮らしやすい地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●先の東日本大震災では亡くなられた方の中で障害者の割合が非常に高く、多くの方に救助の手が届かなかったことから、災害時の支援体制の構築と地域で普通に安心して暮らせるまちづくりに取り組む。一助になるよう努めたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害について理解を深める。</li> <li>●障害者・家族の方にアンケートや意見交換会を行い、地域での実情を把握する。</li> </ul>
23		子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●夢こんさあとのアンケートで、「未就学児の子どもも同伴で、気兼ねなく音楽を楽しみたい」との要望が多く寄せられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●親子連れ対象のコンサートの開催</li> </ul>
24	地域コミュニティ活動の推進	高齢者や子どもとの交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者や子どもとの交流の場を作り、年齢層を超えた温かいまちの形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域で高齢者や子どもとの交流を深め、お互いが楽しく安心して助け合えるまちづくり</li> </ul>
25		市民も含め、地域の連携を広げる	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア団体の横のつながりを広げていく。目的・趣旨はそれぞれでも、どこかでつながっていく必要がある。今後の災害時など協働が大事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小さなコミュニティ(過疎地など)では、出来ている。</li> <li>●組織が大きくなると縦割りになりがちなることを、どうしたら…。町内会レベルでは、出来ていると思う。</li> </ul>

No	地域の課題として、解決に向けて協議したい事項			地域の課題を解決するためのアイデアや他の地域で既に取り組んでいる事例
	分類	項目	内容	
26	地域コミュニティ活動の推進	地域における傾聴活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現在の活動の多くは、主に特別養護老人ホームなど施設利用の高齢者を対象としている。</li> <li>●しかし、在宅での介護者、子育て中の親、独居の方など、傾聴活動の利用を必要とする方が多く存在するのではないかと考える。</li> <li>●それらの方々の精神面を支える組織と、人と人とのつながりや地域のつながりは心の通った安心できるコミュニケーションが必須</li> <li>●そのようなソフト面でのサポートができる制度を、現在の組織の中で活かす事はできないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●傾聴活動施設の拡大</li> <li>●地域包括センターなどの関連行政との連携の強化</li> <li>●傾聴活動への啓蒙</li> </ul>
27	地域の魅力発信	夢見ヶ崎公園の魅力発信	●夢見ヶ崎公園の魅力発信事業のソフト的取組の推進	●夢見ヶ崎公園の魅力発信を目的として、特にソフト面での取組を検討、実施していく。
28			<ul style="list-style-type: none"> <li>●夢見ヶ崎公園を充実させ、区の観光名所として広くアピールする。</li> <li>●日吉商店街連合会では、11月に日吉まつりを開催し、大いにアピールしていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●動物公園の充実</li> <li>●展望台や望遠鏡の設置</li> <li>●公園の歴史や国宝秋草文壺について学び、アピールする。</li> <li>●利用者のマナー啓発や近隣町内会等によるゴミ拾い等も必要</li> </ul>
29			区の「花と木」について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今年度制定する、幸区の花と木を多くの区民に広めるための方法の検討</li> </ul>
30	区民会議のPR	その他	●区民会議を区民にもっと知ってもらう。	●今までの取組も含め、PRをしていく。

## 2 地域課題の集約による審議テーマの選定及び専門部会の設置

第1回区民会議（全体会議）での意見交換の結果、「安全・安心のまちづくり」と「地域での支え合いやコミュニティ」という2つのテーマを調査審議する専門部会を設置しました。

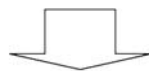
その後、各専門部会での検討により、「安全・安心のまちづくり」をテーマに調査審議する専門部会の名称を「暮らしの安全部会」、「地域での支え合いやコミュニティ」をテーマに調査審議する専門部会の名称を「みんなで見守りたい」としました。

### 【 安全・安心のまちづくり 】

委員から提案された取組テーマ	審議テーマ候補案
安全・安心の区民生活	地域防災活動の推進
震災等災害時避難所における避難者のストレス改善、アメニティ向上の支援サービス体制構築	
区民が「備えあれば憂いなし」と言えるまちづくりの提案	
防災・避難	
地域避難所の初期設置方法について	
自転車マナーの向上	自転車マナーの向上
自転車による交通事故の防止	
地域ぐるみで未来を担う子どもを守り育てる	子どもの安全
街路照明のあり方	暮らしの安全
ゴミの分別、ゴミの減量	地域におけるエコ・環境の推進
環境問題	
安全・安心の区民生活	健康づくり

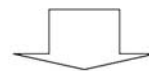
### 【 地域での支え合いやコミュニティ 】

委員から提案された取組テーマ	審議テーマ候補案
高齢者に向けたサポートについて	高齢者のサポート
高齢者のための支援とコミュニティの場づくりについて	
社会構造の変化と共に生活弱者化が進む「概ね60歳以上の高齢独居者、老老・老障小家族、自宅介護家族など」の支援を目的とする、コミュニケーション向上と生活面でのバリアフリー化サービス(ビジネス&ボランティア)促進の体制構築	
独居、引きこもりなどで困っている弱者を救う	
地域社会での孤立・孤独をなくす取組の強化推進	
地域における高齢者福祉の充実について	
第3期区民会議の「安心・思いやり部会」を引き継ぎ、新たに構築していく	
障害者のサポート体制と暮らしやすい地域づくり	障害者のサポート
子育て支援	地域コミュニティ活動の推進
地域における傾聴活動の推進	
高齢者や子どもとの交流	
市民も含め、地域の連携を広げる	
夢見ヶ崎公園の魅力発信	地域の魅力発信
区の「花と木」について	



◆部会名

暮らしの安全部会



みんなで見守りたい

## 第3章 各部会の調査審議の方針及び検討内容

### 1 暮らしの安全部会

#### (1) 調査審議の方針

##### ア 審議テーマの選定

「暮らしの安全部会」では、委員の意見を次の5つの項目に整理し、さらに「協働性」「実現性」「必要性」「緊急性」「公平性」の5つの視点から、審議テーマを選定しました。

#### 1 地域防災活動の推進

- (1) 防災に係わる市民の意識啓発と参加促進(自助、共助)
- (2) 帰宅困難者対策(対処法)
- (3) 避難所運営の充実(開設・運営の確立等)

##### 【課題】

- ・ 防災について家庭でできること、地域で取り組むことはなにか～防災意識の向上
- ・ 一人暮らし高齢者等、災害時要援護者を誰が支援するのか。
- ・ 避難所運営については明確か。



#### 2 自転車のマナー向上・交通事故の防止

- (1) 自転車マナー向上の意識啓発(交通安全の日、教室開催等)
- (2) 自転車交通事故の防止(民間での取り締まり活動)

- 【課題】・ 第3期幸区区民会議の調査審議の際に自転車マナーについて取り組んできたが、引き続き継続審議する必要がある。
- ・ 時間がかかる問題である。



#### 3 子どもの安全安心

- (1) 子どもの通学路の安全確保

##### 【課題】・ 小学生の通学路確保

- ・ 公道への植木や自転車放置による占有
- ・ 区民同士の小さな思いやりによる解決



#### 4 暮らしの安全

- (1) まちの街路照明のあり方検討
- (2) 健康づくり

- 【課題】・ 商店街が街路灯の維持に苦慮している。
- ・ 一方で、新住民増加で防犯灯必要箇所の再検討必要
  - ・ 健康維持には検診が重要



#### 5 エコ・環境のまちづくり

- (1) 第3期幸区区民会議提言「地域におけるエコ・環境の推進」の継続

- 【課題】・ 地域におけるエコ・環境の推進
- ・ 色々な集会場での推進活動



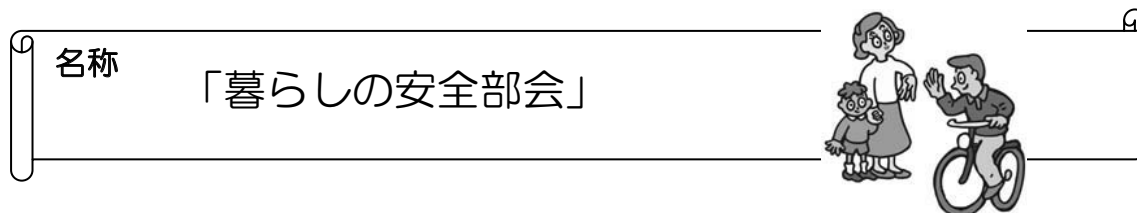
#### 審議テーマ

- ・ 地域防災力の向上
- ・ 自転車ルールへの順守

## イ 部会の体制

### (ア) 部会の名称

地域における防災や自転車ルールなど、日々の暮らしにおける安全の確保について検討していくことを表す名称としたいと考え、「暮らしの安全部会」としました。



### 【審議テーマに関する委員の主な意見】

- ・防災に関わる市民の意識啓発と参加促進。いつ起こるか分からない災害についての備えが必要
- ・区内避難所運営の充実。区（危機管理担当）と自主防災組織の連携の仕組みなど、市の防災対策や取組が分からない。避難場所の開設・運営方法が分からない。
- ・自主防災組織活動の地域差。実際の活動が活発なところと、そうでないところの地域差がある。
- ・小学校だけでなく、大人も参加できる自転車教室を開催するなど、色々な場面で自転車ルールの向上について推進し、全体で環境づくりをすることが必要ではないか。
- ・毎年、区役所が中心となって幸区内の小中学校で交通安全教室が開かれている。交通安全教室を実施することで、家庭から意識啓発を図るのが良いのではないか。

### (イ) 正副部会長の選出

部会長・副部会長は、委員の互選により次の委員になりました。



部会長：押山兼二委員（写真右）

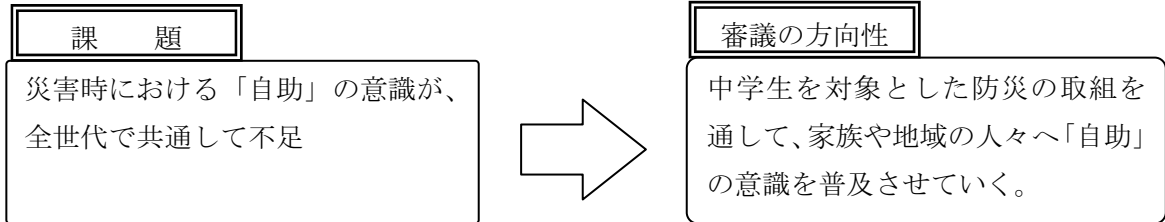
副部会長：石原陽子委員（写真左）

## (2) 検討内容

### ア 調査審議の方向性

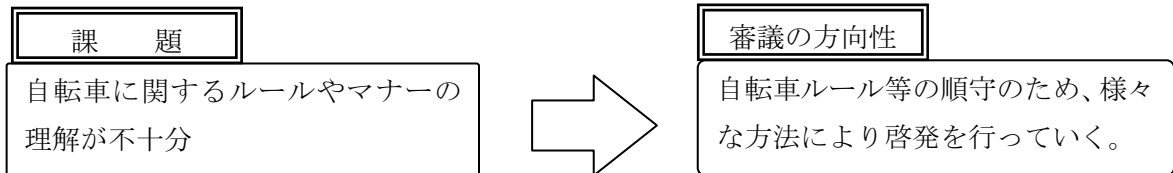
#### (ア) 「地域防災力の向上」に関する調査審議

防災に関する市の取組内容などを踏まえ、各委員から審議する内容について意見を出し合い、次のように整理し、調査審議の方向性を決定しました。



#### (イ) 「自転車ルールへの順守」に関する調査審議

第3期幸区区民会議「環境部会」における自転車マナーの審議、幸区の取組や他都市の事例などを踏まえ、各委員から審議する内容について意見を出し合い、次のように整理し、調査審議の方向性を決定しました。



### イ 部会の審議経過

- ・第1回及び第2回の部会では、地域の状況や課題について意見交換をし整理分析を行うとともに、審議テーマの選定を行い、部会として検討すべき方向性の絞込みとその共有を図りました。
- ・第3回から第5回の部会では、中学生と連携した地域防災力の向上について調査審議を行いました。
- ・第6回から第8回の部会では、「マイ防災マップづくりワークショップ」の実施に向けた調査審議を行うとともに、自転車ルールへの順守についての取組の整理を行いました。
- ・第9回の部会では、「マイ防災マップづくりワークショップ」の実施結果について報告するとともに、幸区リレーカーニバルの中で実施する、「スケアード・ストレート方式（スタントマンによるパフォーマンス）の交通安全教室」の実施に向けた調査審議を行いました。
- ・第10回では「スケアード・ストレート方式の交通安全教室」の実施結果について報告するとともに、第11回までを通じて、それまでの調査審議の内容を踏まえた提言案の取りまとめを行いました。



暮らしの安全部会での調査審議の様子



部会・調査等	開催日	取組概要
第1回部会	H24. 9. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正副部会長の選出</li> <li>・ 審議テーマの選定</li> <li>・ 部会名の決定（暮らしの安全部会）</li> </ul>
第2回部会	H24. 9. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区の担当課から市の防災に関する取組について聴取</li> <li>・ 第2回第4期幸区区民会議での報告内容の確認</li> </ul>
第3回部会	H24. 12. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災に関する取組内容の検討 （①今後の進め方、②具体的な調査審議の検討）</li> </ul>
第4回部会	H25. 1. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイ防災マップの作成に向けた検討</li> </ul>
第5回部会	H25. 2. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイ防災マップの作成に向けた検討</li> <li>・ 第3回第4期幸区区民会議での報告内容の確認</li> </ul>
日吉中学校で行われたDIGの視察	H25. 3. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幸消防署が中学生を対象に実施している災害図上訓練（DIG）を視察</li> </ul>
第6回部会	H25. 4. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイ防災マップの作成に向けた検討</li> <li>・ 「自転車ルールの順守」に関する取組の検討</li> </ul>
第7回部会	H25. 5. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「マイ防災マップづくりワークショップ」実施に向けた検討</li> <li>・ 「自転車ルールの順守」に係る他都市の取組を基に意見交換</li> <li>・ 第4回第4期幸区区民会議での報告内容の確認</li> </ul>
第8回部会	H25. 8. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「マイ防災マップづくりワークショップ」実施内容の確認</li> <li>・ 「自転車ルールの順守」に関する取組の検討</li> </ul>
マイ防災マップづくりワークショップの実施	H25. 8. 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DIGを経験した日吉中学校3年生を対象に、中学校から自宅までの通学路（北加瀬1丁目地区）をまち歩きし、自分だけの防災マップを作製するワークショップの実施</li> </ul>
第9回部会	H25. 9. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「マイ防災マップづくりワークショップ」の実施結果報告</li> <li>・ 「地域防災力の向上」に関する提言の検討</li> <li>・ 「自転車ルールの順守」に関する取組の検討</li> <li>・ 「スケアード・ストレート方式の交通安全教室」についての検討</li> </ul>
スケアード・ストレート方式の交通安全教室の実施	H25. 10. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幸区リレーカーニバルにおいて、スケアード・ストレート方式の交通安全教室を実施</li> </ul>
第10回部会	H25. 10. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スケアード・ストレート方式の交通安全教室の実施結果の報告</li> <li>・ 「自転車ルールの順守」に関する提言の検討</li> <li>・ 第4期幸区区民会議フォーラムの実施内容の検討</li> </ul>
第11回部会	H25. 12. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言の取りまとめ</li> <li>・ 第5回第4期幸区区民会議での報告内容の確認</li> <li>・ 「第4期幸区区民会議フォーラム」の実施内容の検討</li> </ul>

ウ 調査の概要

(ア)「地域防災力の向上」に関する調査概要

a 本市（区役所含む）における「地域防災力の向上」に関する取組の調査

調査の結果、「自助」「共助」「公助」に関する取組を次のとおり整理しました。

<p>自助</p>	<p>○市民・事務所等への防災情報の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「備える。かわさき」「川崎市防災対策ガイドブック～企業・事業所の方へ～」 「洪水ハザードマップ」の配布</li> <li>・区で「幸区防災マップ」を作成し、市民や転入者へ配布</li> </ul> <p>○住宅用家具転倒防止器具、耐震化支援</p> <p>○帰宅困難者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・九都県市のコンビニエンスストア、ファミリーレストランとの 帰宅困難者支援ステーション協定</li> <li>・災害時一時滞在施設の指定</li> </ul>
<p>共助</p>	<p>○自主防災組織の育成、連携、防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会・自治会、マンション管理組合で自主防災組織を結成（区内 71 組織）</li> <li>・幸区自主防災連絡協議会が自主防災組織間や区と連携</li> <li>・活動助成金、防災資器材購入補助金等の交付</li> </ul> <p>○災害時要援護者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市災害時要援護者避難支援制度（平成 19 年 12 月）</li> <li>・支援組織による避難支援</li> <li>・幸区では、900 名程度の登録者</li> </ul>
<p>公助</p>	<p>○避難所の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内 174 箇所、幸区内には 22 箇所の避難所を指定</li> <li>・広域避難場所、一時避難場所</li> </ul> <p>○防災用品の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災拠点：中学校</li> <li>・今後、各避難所に防災倉庫を設置予定</li> </ul>



幸区の防災に関する取組について

【第2回暮らしの安全部会(平成24年9月26日 資料)】

<p><b>自助</b></p>	<p>①市民・事業所等への防災情報の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「備える、かわさき」「川崎市防災対策ガイドブック～企業・事業所の方へ～」、洪水ハザードマップの配布</li> <li>・幸区として「幸区防災マップ」を作成し、市民や転入者へ配布</li> </ul>  <p>市民へ地震発生時に取るべき行動、震度と揺れの状況、避難時の心得や平常時から食料等の備蓄・非常持出品の準備や持出品の例示、高層マンションの防災対策・備蓄、津波や風水害の対策等の防災情報を掲載し啓発を行っています。</p> <p>また、企業・事業所へ企業等が出来る防災対策や地域との連携、備蓄についての啓発を行っています。</p> <p>②住宅用家具転倒防止器具、耐震化支援等</p> <p>「備える、かわさき」を使用し、住宅用家具転倒防止器具の取り付けについて例示し、取り付け時の注意点を含めて啓発しています。</p> <p>建物の耐震化については、まちづくり局で行っている耐震診断や耐震改修費の一部助成についての周知をしています。</p> <p>③帰宅困難者支援</p> <p>「災害時はむやみやみに移動しない」という原則のもと、一斉帰宅の抑制を図っています。止むを得ず徒歩帰宅する人のために、九都県市ではコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等と協定を結びトイレ・水道水・交通情報など、可能な範囲で提供が受けられます。また、主要駅周辺の一時的に滞在施設(川崎市産業振興会館、幸市民館・図書館)を指定しています。</p>
<p><b>共助</b></p>	<p>①自主防災組織の育成、連携、防災訓練</p>  <p>区内の町内会・自治会及び管理組合で自主防災組織が結成されており、その数は71組織となっています。</p> <p>この自主防災組織が幸区自主防災連絡協議会を組織し、同協議会が自主防災組織間や区役所との連携を図っています。</p> <p>川崎市では、幸区自主防災連絡協議会へ「地域防災活動促進助成金」を交付し、各自主防災組織へは防災資器材購入に対して「自主防災組織防災資器材購入補助金」、また、防災訓練実施時には、「自主防災組織活動助成金」を交付し、自主防災組織の育成を図っています。</p> <p>②災害時要援護者支援</p>  <p>災害時に情報を入手できず、あるいは歩行困難などの理由により避難ができず、支援を必要としている方々を対象に「川崎市災害時要援護者避難支援制度」を開始(平成19年12月)し、支援組織(町内会・自治会、民生・児童委員)による初回訪問や災害時の避難支援など、可能な範囲での支援を行います。幸区では現在900名程の登録者がいます。</p>
<p><b>公助</b></p>	<p>①避難所の指定</p>  <p>避難所指定のフローチャートは、自宅・地域から避難所へ、一時避難場所(広域避難場所)へ、避難所へという流れを示しています。また、避難所の指定基準や指定方法についても説明されています。</p> <p>避難勧告等による避難対象者や震災により家屋の倒壊・焼失などの被害を受けた方、または被害の恐れがある方が避難するところとして、市内174か所の避難所を指定しています。幸区においては、市立小中学校、市立高校、看護短大の23箇所が指定されています。この他に広域に渡る災害や2次災害に備え、御幸公園や多摩川河川敷が広域避難所として指定されています。</p> <p>また、災害から一時的に身の安全を図るために、公園や空き地を一時避難場所(いっときひななばしよ)としています。</p> <p>②防災用品の整備</p> <p>備蓄品の備蓄状況と管理体制</p>  <p>地域防災拠点である中学校を中心に防災倉庫や空教室に防災備蓄品を配備しています。今後、各避難所となつていく所に防災倉庫を配置して行く予定です。</p> <p>備蓄品は資機材、アルファ化米、紙おむつなどの日用品となつており、その購入は総務局危機管理室で行い、数量の確認や物資の移動は区役所が行っています。</p> <p>備蓄倉庫内の様子</p>

## b 災害図上訓練（DIG）の視察

幸消防署では、平成24年度から、区内の中学校（南河原中学校1年生（平成24年8月実施）、御幸中学校1年生（平成24年9月実施）、日吉中学校2年生（平成25年3月実施））において、災害図上訓練（DIG）を実施しています。「暮らしの安全部会」では、日吉中学校で実施されたDIGを見学し、審議の参考としました。



幸消防署員からDIGについて説明

### (a) 開催日

平成25年3月12日（火）

### (b) 参加者

日吉中学校2年生（約80人）、幸消防署、幸区役所、幸区区民会議 計約110名

#### DIG（ディグ）とは？

- Disaster（災害）・Imagination（想像力）・Game（ゲーム）の頭文字をとったもの
- 「DIG」は「掘る」という動詞。「探求する」、「理解する」という意味もあり、「防災意識を掘り返す」、「地域を探求する」、「災害を理解する」という意味を持つ。
- 実施方法（幸消防署で実施している方法）
  - ・地域の白地図を広げ、その上にビニールシートを被せる。
  - ・参加者は地図に地域の特徴を書き込み、危険な場所や災害が起きた時の行動などを議論しながら防災意識を高める。

### (c) 幸消防署が実施するDIGの進め方

#### ①防災に関しての地域の強さ・弱さを理解

次の各項目に対して、防災の観点からの地域の強さ、弱さを理解

- ・自然条件（山、河川など）
- ・まちの構造（道路、公園、鉄道など）
- ・物的、人的防災資源（防災倉庫、避難場所など）
- ・危険物施設、危険箇所（注意箇所）
- ・災害時要援護者等

#### ②自分の住む地域で地震が発生したらどうなるか、被害の想定

例) 自分たちの住む地域で、次のような地震が発生しました。どのような被害が発生しますか？また、地域はどのような状況になりますか？

日時：平成24年8月29日（水）午後5時ころ

震度：庁舎震度計で震度6強を観測 天候：晴れ 風向：北西 風速：5m/s



⑤できあがった地図をもとに、班ごとに次の点について議論

- ・ 地域の特徴は？
- ・ 地域に起こり得る被害は？
- ・ 地域の特性を踏まえ、被害を軽減させるためには、地域住民として日頃から何を準備し、どのような対策をしておくことが必要？

⑥幸消防署の職員から講評

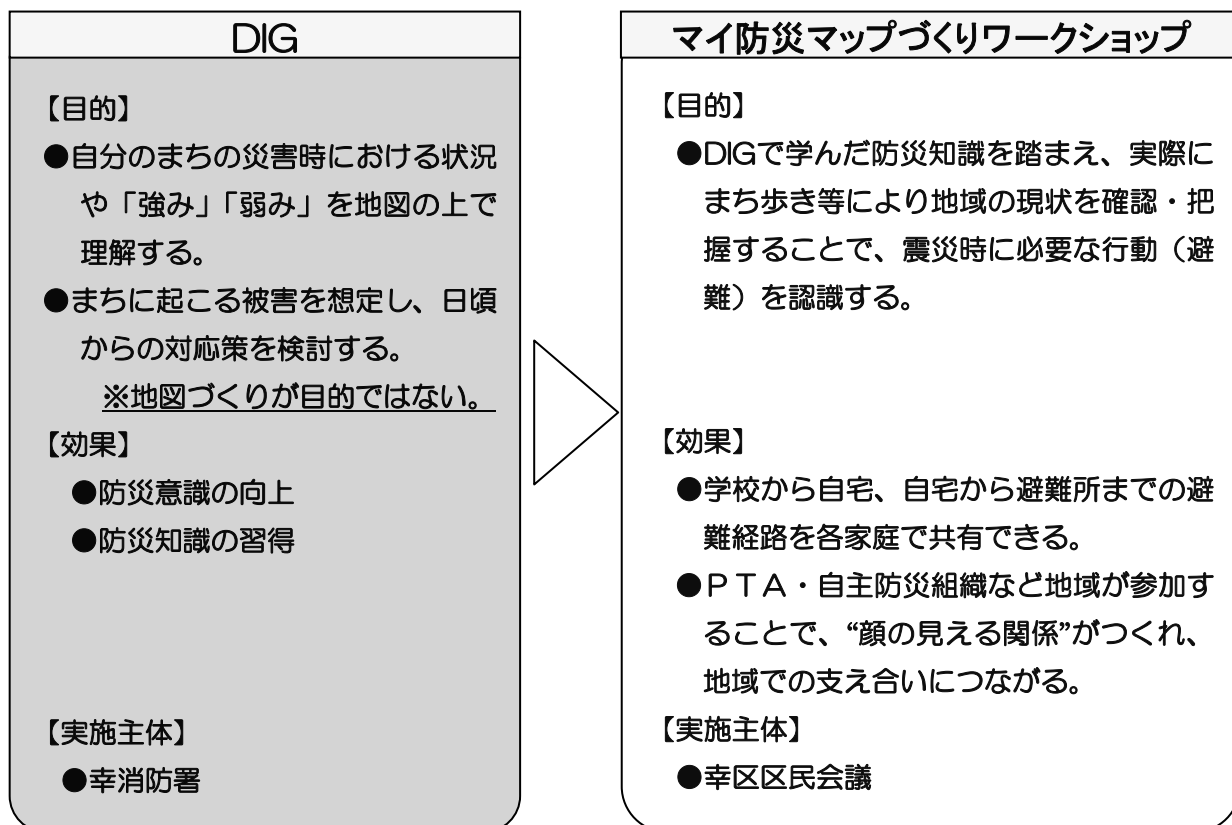
- ・ 日頃から防災を意識して取り組むことが大切。ただ、災害を100%防ぐことは困難
- ・ 「防災」⇒「減災」が重要
- ・ 行政の対応にも限界があることから、地域住民一人ひとりが日頃から「自分たちのできること」、「やるべきこと」を考え、備えておくことが必要。

c マイ防災マップ作成に向けての検討

D I Gに参加した生徒たちは、災害時に起こり得ることの想定や、被災地の写真を見るなどして、危険箇所や対応策などについて学習しました。しかしながら、D I Gは図上訓練のみであり、実際のまちの様子を確認することはできません。

一方、「マイ防災マップづくり」は、発災時において、避難所、自宅等安全な場所への道順や、危険箇所、要支援者が所在する施設など地域の状況を現地に赴いて調査するとともに、作成したマップを各家庭に持ち帰ることで、情報共有と防災への意識を高めることを目的としたものです。

そうしたことから、D I Gに参加した生徒が、実際に「まち歩き」を行い、地域の状況を自らの目で確認する「マイ防災マップ」の作成を行うことで、より大きな相乗効果を得ることが期待できます。



#### d 「マイ防災マップづくりワークショップ」の実施

日吉中学校の協力を得て、幸消防署が実施した災害図上訓練（D I G）に参加した中学3年生を対象に、「マイ防災マップづくりワークショップ」を実施しました。



区民会議委員からワークショップの進め方について説明

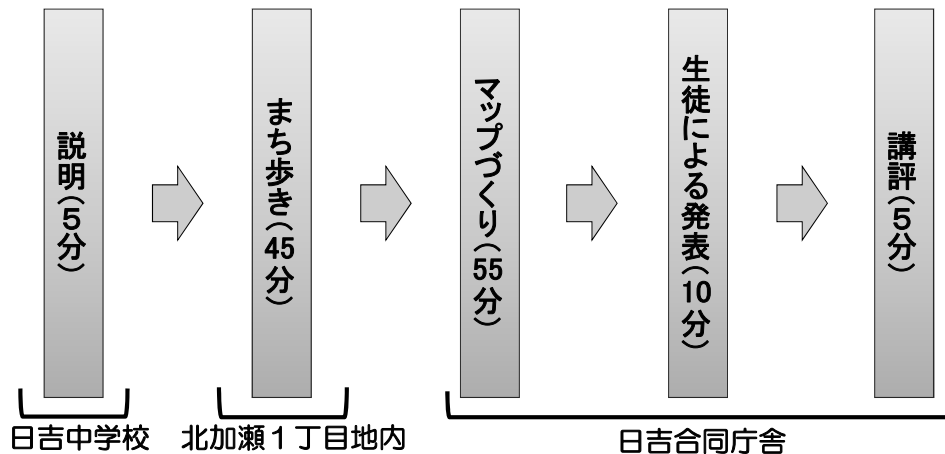
##### (a) 開催日

平成 25 年 8 月 28 日（水）

##### (b) 参加者

日吉中学校3年生（D I G経験者約 30 人）、日吉中学校 P T A、自主防災組織、かしまだ地域包括支援センター、幸消防署、幸区区民会議 計約 60 名

##### (c) 当日の実施の流れ



##### (d) まち歩きルート

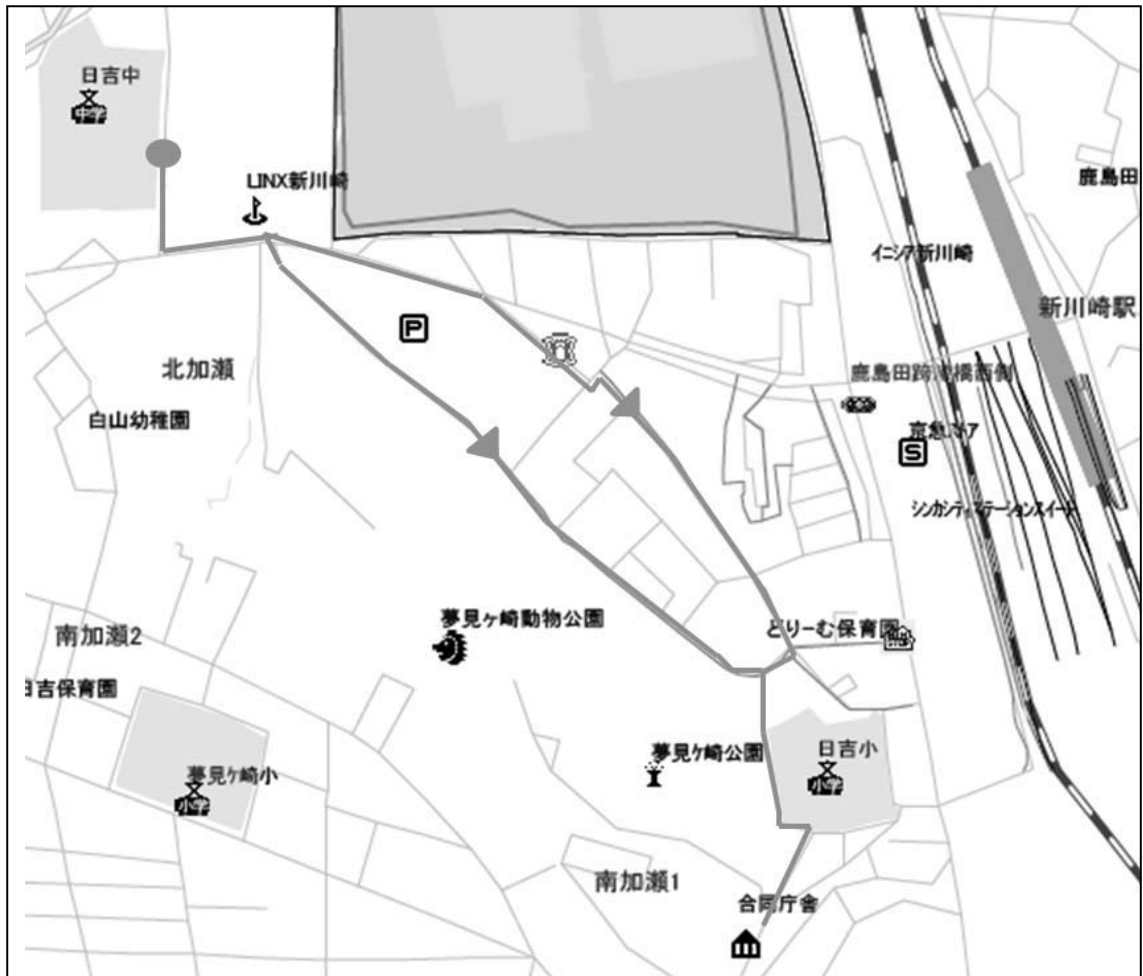
ルートは、次の図のとおり、日吉中学校から北加瀬1丁目地域を経由して、日吉合同庁舎に至る2ルートを設定しました。中学生は4グループ（1グループ概ね6人）に分かれ、1ルートにつき2グループでまち歩きを行いました。まち歩きの際には、グループ内で、「安全な場所をチェックする人」「危険箇所をチェックする人」「災害時に役に立つ場所をチェックする人」「地図に書き込む人」「発表者」などの役割分担をしてもらいました。



まち歩きの様子



支援が必要な施設も確認



まち歩きルート

(e) マップづくり

まち歩き後、日吉合同庁舎で、グループごとに現地を見て分かった情報を共有し、各自が1枚のマイ防災マップを作成しました。

地図に落とし込んだ情報は以下のとおりです。

- 安全な場所・・・・・・・・・・「●青シール」  
 (例) 避難所、広場（駐車場、公園、空き地など）、公共施設（役所、学校など）など
- 自宅・・・・・・・・・・「○白シール」
- 危険な場所・・・・・・・・・・「●赤シール」  
 (例) 崩れる危険性のあるブロック塀、落下しそうな看板、急傾斜地など
- 災害時役に立つ場所・・・・・・・・「●緑シール」  
 (例) 消火栓、消火器、井戸や公共の水道、公衆電話、公衆トイレなど
- 支援が必要な施設・・・・・・・・「●黄色シール」  
 (例) 保育園、特別養護老人ホームなど





まち歩きを踏まえ、班ごとにマップを作成



完成したマップ

#### (f) 生徒による発表

最後に、作成したマップについて、各グループの代表者が発表をしました。

生徒からは、「災害時に注意しなければならないポイント（ブロック塀や消火栓など）について、地域の状況を理解することができた」、「普段から災害時を想定して、避難場所や避難ルートなどを家族で話し合う必要性を感じた」といった感想がありました。



各班の代表が発表

#### (g) 「マイ防災マップづくりワークショップ」に参加した区民会議委員の感想

- ・改めて、危険箇所等を認識し、事前に察知しておく必要性を感じた。日頃からいざという時に対処できる準備が大切だと思った。
- ・実際に歩くことは良かったと思う。発表者も自分で作ったマップをベースに、様々な問題点などを認識していたと思う。
- ・普段、ただ歩いているだけの場所を意識して歩くことは良かった。災害時に役立つ貯水槽のある場所などを子どもたちに伝えたりした。
- ・このワークショップを年に1、2度実施していけば良いのではと感じた。
- ・日吉出張所に行くからの時間が少し足りなかったような気がした。それぞれが記入したものを持ち寄って、お互いが把握しあう時間がもう少し必要だった。
- ・流すように歩いてしまった班があり、立ち止まりながら確認するよう促した。もっと視野を拡げて、今後に応用していってもらいたい。
- ・子どもたちは、徐々にいろいろと気づき始めたと思う。台風などの災害が起きた際に、今回のことを思い出すきっかけになると思う。



区民会議委員からの講評

(イ)「自転車ルールの順守の推進」に関する調査概要

a 本市（区役所含む）における「自転車ルールの順守の推進」に関する取組の調査

調査の結果、自転車ルールの順守の推進を呼びかけていく取組を、次のとおり整理しました。

取組案	現状・取組の方向性
<p>中学校、高校等での交通安全教室の開催</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区が、区内の全小学校の3年生とその保護者を対象に、交通安全教室を開催している。</li> </ul> <p>【取組の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、受講対象者の拡大等が検討される予定</li> </ul>
<p>交通安全教室受講証明証の交付</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区が、交通安全教室の受講修了者に対し、交通安全教室受講証明証を配布している。</li> </ul>
<p>防災無線を活用した啓発活動</p>	<p>【現状】</p> <p>防災無線は次のような情報を流している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○有事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波や避難勧告などの危機管理情報</li> </ul> </li> <li>○平時 <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月15日の市民地震防災デーの周知</li> <li>・「オレオレ詐欺」、「振り込め詐欺」への注意喚起など、緊急性が高いと判断される内容についての広報</li> </ul> </li> </ul>
<p>区の公用車を活用した啓発活動</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯や交通安全に関する啓発を実施</li> </ul> <p>【取組の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車を活用した啓発について、関係課と調整中</li> </ul> <p>※公用車ででの広報については、移動中となるため、車の速度によっては、内容を聞き取る前に通り過ぎてしまう可能性が懸念される。</p>
<p>清掃車の放送を活用した啓発活動</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通ごみ収集車については通常、メロディだけの放送</li> <li>・選挙が実施される際には選挙の周知の広報を実施</li> <li>・業者に委託して回収しているミックスペーパー・プラスチック製容器包装の回収車については、収集日の告知やごみの出し方についてのみ実施</li> </ul> <p>【取組の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃車を活用した啓発について、関係課と調整中</li> </ul>
<p>大規模イベントでの啓発活動</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に次のような取組を実施</li> </ul> <p>※第3期区民会議で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年10月2日(日):リレーカーニバルでのブース出展</li> <li>・平成23年10月15日(土)、16日(日):幸区民祭でのブース出展</li> <li>・平成23年11月20日(日):日吉まつりでの啓発活動</li> </ul>

## b スケアード・ストレート方式の交通安全教室の実施

平成 25 年 10 月に塚越中学校で開催された幸区リレーカーニバルにおいて、スタントマンのパフォーマンスによる、スケアード・ストレート方式の交通安全教室を区と共催で実施しました。集客力のあるイベントの時間内に実施することで、多くの世代に自転車ルールを順守することの大切さを伝えることができるものと考えました。

### (a) 開催日

平成 25 年 10 月 13 日（日）

### (b) 参加者

リレーカーニバル参加者、各地域団体関係者、幸警察署、幸区役所、区民会議 等  
計約 3,000 名

#### スケアード・ストレートとは

- 「恐怖を直視させる」という意味を持つ
- スタントマンによる事故の再現を通して、恐怖や衝撃を目の前で体感してもらうことで、事故の恐怖や、交通ルールの順守の大切さを知ってもらうことを目的としたもの

### (c) 交通安全教室の様相



時速 40km 走行による自動車と自転車の衝突



自転車ルールを守らない乗り方  
(スマートフォン見ながら)



横断歩道を渡る歩行者と自転車の衝突



路上駐車した車のドア開放による自転車との衝突

(d) 自転車ルールへの順守を呼び掛ける広報紙の配布

リレーカーニバル終了後、区民会議委員が、「自転車ルールと交通マナー」について特集した、「さいわい広報特別号（平成 25 年 9 月発行）」を参加者に配布しました。



広報紙を配布している様子

(e) 「スケアード・ストレート方式の交通安全教室」に参加した区民会議委員の感想

- ・自動車と自転車の衝突のシーンは、見ていた皆さんの心を掴んでいたと思う。事故の怖さが実感でき、子どもが多く参加するリレーカーニバルで実施できたことは有意義だと感じた。今後も人が集まるイベントでの実施が効果的だと思う。
- ・皆さん真剣に見入っていて、啓発の効果はあったと思う。
- ・校庭に横断歩道などが描ければ、よりリアルになり、なお良かったと思う。皆さん関心を持って見ていて、十分、交通ルールの啓発ができたと思う。
- ・幸警察署も当日参加してくれた。子ども達への交通ルールの啓発もできていたと思う。
- ・リレーカーニバルに参加した人に感想を聞くことができた。もう少し緊迫感を演出するのであれば、BGMなどがあっても良かったと話していた。

## 2 みんなで見守りたい

### (1) 調査審議の方針

#### ア 審議テーマの選定

「みんなで見守りたい」では、委員の意見を次の7つの項目に整理し、さらに「協働性」「実現性」「必要性」「緊急性」「公平性」の5つの視点から、審議テーマを選定しました。

#### 1 まちの現状把握

- (1) 高齢者にやさしいまちにするために現状を把握
- (2) 障害者やその家族の方々に、アンケートや意見交換会の場を設け、地域での実情を把握



#### 2 相互理解の促進

- (1) 町内会・自治会、老人クラブ等を通して、隣近所の人々が協力して相手の立場を理解し、心を開かせる努力をしながら相互理解をする。
- (2) 障害について理解を深める。

#### 3 誰もが交流できる場づくり

- (1) 高齢者や子どもの交流の場をつくり、年齢層を超えた温かいまちをつくる。
- (2) 社会福祉協議会、民生委員児童委員連絡協議会の方々の意見も踏まえ、老人いこいの家等との兼ね合いも考えつつ、協力・提案する。
- (3) 親子連れ対象のコンサートの開催



#### 4 地域の見守り体制づくり

- (1) 銀行、新聞販売店、牛乳販売店にも見守ってくれるよう働きかけ、高齢者の異変等にいち早く気づき、住民同士で支援できるようにする。
- (2) 行政などの広報活動の中で、隣近所の大切さ、つながりの大切さ、近所の高齢者を見守るよう働きかける。



#### 5 日常生活における支援

- (1) 医療、健康相談、行政機関、交流の場等の窓口の情報を提供
- (2) 日常生活に関するサービス（お知らせ・見回り・付き添い・買い物代行等）の充実にビジネスとボランティアの両面から取り組む。
- (3) 傾聴活動を広げ、施設利用の高齢者だけではなく、在宅での介護者、子育て中の親、独居の方なども対象とし、精神面を支え地域のつながりを持つ。



#### 6 地域の活動人材や団体の育成・活用

- (1) シニア世代が地域で貢献できる仕組みづくり
- (2) 人と人のつながりをつくり、情報を発信
- (3) 次の世代を支える若い人の育成
- (4) 団体間の連携（ボランティア団体の横のつながりを広げていく）



#### 7 地域の魅力・情報発信

- (1) 夢見ヶ崎公園の魅力発信（動物公園の充実等）
- (2) 区の「花と木」の周知（学校や施設などで、苗から子どもたちや地域の方々の力で育ててもらい、ふれあいながらみんなで育てる等）
- (3) 区民会議の周知（PR）



幸区の木 ハナミスギ



幸区の花 ヤマフキ

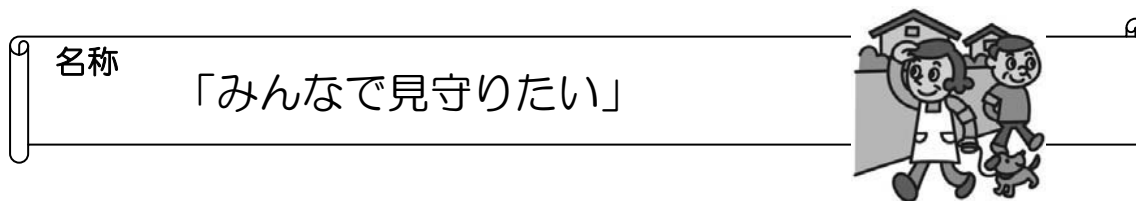
### 審議テーマ

#### ・地域の見守り体制づくり

## イ 部会の体制

### (ア) 部会の名称

地域における見守り体制の構築を目指すという取組の内容が明確に分かるとともに、委員の思いが伝わる名称としたいと考え、「みんなで見守りたい」としました。



#### 【審議テーマに関する委員の主な意見】

- ・老人クラブに参加している方は、情報を入手でき、周囲に自分の存在を知ってもらう機会がある。
- ・地域に出てくる人は心配ない。声をかけても出てこない人をどうするか。
- ・地域包括支援センターは高齢者や家族を支える施設として大きな役割を持っているが、あまり知られていない。
- ・支援しなければならない人と必要な施設がつながっていない。それをどうつなげていくかが課題である。
- ・民生委員児童委員（以下「民生委員」という。）だけでは限界がある。地域全体で見守る体制をつくっていききたい。
- ・市や県も様々な取組を行っているが、それで十分ということはない。

### (イ) 正副部会長の選出

部会長・副部会長は、委員の互選により次の委員になりました。



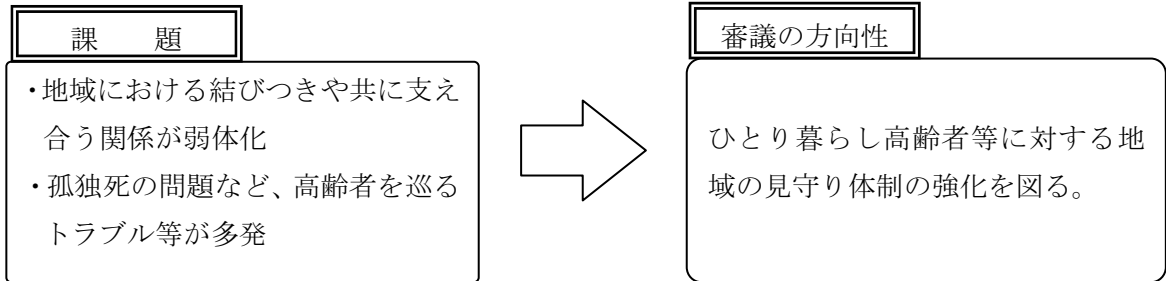
部会長：古場敏光委員（写真右）  
副部会長：村田清子委員（写真左）

## (2) 検討内容

### ア 調査審議の方向性

#### (ア)「地域の見守り体制づくり」に関する調査審議

見守りに関する市の取組内容などを踏まえ、各委員から審議する内容について意見を出し合い、次のように整理し、調査審議の方向性を決定しました。



### イ 部会の審議経過

- ・第1回及び第2回の部会では、地域の状況や課題について意見交換をし整理分析を行うとともに、審議テーマの選定を行い、部会として検討すべき方向性の絞込みとその共有を図りました。
- ・第3回から第5回の部会では、具体的な見守り対象の絞込みについての検討やインタビュー調査の実施とその報告、第6回及び第7回の部会では、町内会・自治会（以下「町内会等」という。）の「見守り活動」に関するアンケートの実施とその報告といった、区内における見守り活動の実態やその課題を整理しました。
- ・第8回から第10回の部会では、ひとり暮らし高齢者等の見守りに関する冊子のあり方について構想をとりまとめるとともに、冊子に求められる記載事項や作成に当たって留意すべき点等を調査するため、地域福祉の専門家へのインタビュー調査の実施とその報告などを行いました。
- ・第11回の部会では、それまでの検討内容を踏まえた提言案の取りまとめを行いました。



「みんなで見守りたい」での検討の様子

部会・調査等	開催日	取組概要
第1回部会	H24. 8. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正副部会長の選出</li> <li>・ 審議テーマの選定</li> <li>・ 部会名の決定（みんなで見守りたい）</li> </ul>
第2回部会	H24. 11. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区担当課から見守りに関する取組について聴取</li> <li>・ 第2回第4期幸区区民会議での報告内容の確認</li> </ul>
第3回部会	H24. 12. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区担当課から見守りに関する取組について聴取</li> <li>・ 見守り活動を行う団体への調査の検討</li> </ul>
地区社会福祉協議会「塚越の陽だまり」訪問	H25. 1. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の交流の場である「塚越の陽だまり」を訪問</li> <li>・ 活動状況の視察</li> </ul>

部会・調査等	開催日	取組概要
民生委員（南河原地区）インタビュー	H25. 1. 29	・ 南河原地区を担当する民生委員に、民生委員の役割、課題、見守りの方法、地域との連携方法などについてインタビュー
第4回部会	H25. 2. 4	・ 調査結果の報告（地区社会福祉協議会「塚越のひだまり」、民生委員）
老人クラブ（友愛チーム）インタビュー	H25. 2. 20	・ 地域での友愛活動を担う老人クラブに、活動内容、加入の呼びかけ方法、見守りの方法、地域との連携方法などについてインタビュー
第5回部会	H25. 2. 26	・ 調査結果の報告（老人クラブ「友愛チーム」、御幸東地区社会福祉協議会「ふれあい会食会くつろぎ」「いきいきサロン」） ・ 第3回第4期幸区区民会議での報告内容の確認
御幸東地区社会福祉協議会「ふれあい会食会くつろぎ」訪問	H25. 3. 1	・ 御幸東地区社会福祉協議会が行う会食会を視察するため、戸手中部町内会を訪問 ・ 活動状況の視察
御幸東地区社会福祉協議会「いきいきサロンやすらぎ」訪問	H25. 3. 4	・ 御幸東地区社会福祉協議会が行う「サロン」を視察するため、御幸集会所を訪問 ・ 活動状況の視察
幸区社会福祉協議会インタビュー	H25. 3. 19	・ 幸区社会福祉協議会に、役割、事業概要、見守りの方法などについてインタビュー
第6回部会	H25. 4. 22	・ 調査結果の報告（地区社会福祉協議会「ふれあい会食会くつろぎ」「いきいきサロンやすらぎ」、幸区社会福祉協議会） ・ 町内会等の「見守り活動」に関するアンケートの途中経過の報告 ・ 調査結果を踏まえた今後の調査審議について（対象の検討）
第7回部会	H25. 5. 29	・ 町内会等の「見守り活動」に関するアンケートの集計結果の報告 ・ 他都市における見守り活動事例の紹介 ・ 調査結果を踏まえた今後の調査審議について（見守りに関する冊子の作成の検討） ・ 第4回第4期幸区区民会議での報告内容の確認
第8回部会	H25. 8. 26	・ 見守りに関する冊子のあり方の検討 ・ インタビューの対象の検討
川崎市介護支援専門員連絡会インタビュー	H25. 9. 18	・ 川崎市介護支援専門員連絡会幸区代表幹事に、役割、介護保険サービスの概要、見守りの方法などについてインタビュー







部会・調査等	開催日	取組概要
第9回部会	H25. 9. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査結果の報告（川崎市介護支援専門員連絡会、他都市における見守り活動事例）</li> <li>・ 見守りに関する冊子のあり方についての検討</li> </ul>
地域包括支援センターインタビュー	H25. 10. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区内5箇所の地域包括支援センターに、役割、事業概要、見守りの方法などについてインタビュー</li> </ul>
第10回部会	H25. 10. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査結果の報告（地域包括支援センター）</li> <li>・ 提言の検討</li> <li>・ 第4期幸区区民会議フォーラムの実施内容の検討</li> </ul>
第11回部会	H25. 12. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言の取りまとめ</li> <li>・ 第5回第4期幸区区民会議での報告内容の確認</li> <li>・ 第4期幸区区民会議フォーラムの実施内容の検討</li> </ul>

## ウ 調査の概要

### (ア)「地域の見守り体制づくり」に関する調査概要

- a 本市（区役所含む）及び神奈川県における「見守り体制づくり」に関する取組の調査  
(a) 幸区における取組（全市的な取組含む）

#### 【第9回みんなで見守りたい(平成25年9月25日)資料を一部修正】

	取組名	取組内容
地域の人々による見守り	「民生委員」による見守り	<p>高齢者、障害者、子育て中の家庭、生活困窮家庭など、生活のことで悩みを持つ人の気軽な相談窓口。日常的な訪問や声かけ、安否確認、悩み相談、社会福祉協議会による会食会への協力等を行う。</p> 
	「町内会等」による見守り	<p>パトロールや会食会等のイベントなど、町内会等ごとの独自の活動や、社会福祉協議会による会食会への協力等を通じて見守りをする。</p> 
	「老人クラブ」による見守り	<p>2、3か月に1回の友愛訪問やグランドゴルフ誕生会等のイベントなど、クラブごとの独自の活動を通じて見守りをする。</p> 
	「ふれすこサポーター」による見守り	<p>高齢者福祉についての講座を修了した地域の人（ふれすこサポーター）が、高齢者の身近な話し相手になる。</p>
	災害時要援護者避難支援制度	<p>高齢者等の災害時における安否確認や避難誘導を円滑に行うため、あらかじめ、町内会等、自主防災組織、民生委員などの間で支援体制を確立している。</p> 

	取組名	取組内容
事業者等による見守り	川崎市地域見守りネットワーク事業	市との協定に基づき、協力事業者がガス交換、新聞配達時等の通常業務のなかで見守りを行う。 【平成 25 年 9 月現在の協力事業者】 ・公益社団法人神奈川県 LP ガス協会 ・京浜新聞販売組合 ・生活協同組合コープかながわ ・神奈川東部ヤクルト販売株式会社 ・神奈川雪印メグミルク株式会社 ・生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ ・日本郵便株式会社川崎港郵便局 ・川崎市上下水道局検針業務委託業者（幸区担当：株式会社宅配）
見守りに関する公的サービス	家庭ごみのふれあい収集	自分でごみを持ち出すことができない、65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、職員が自宅前等からごみを収集する。
	高齢者緊急通報システム	75 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に緊急ペンダントが付与され、異変を通報する。さらに 65 歳以上の心疾患等の慢性疾患のある人には火災・ガスセンサーが付加サービスとして付く。有料（所得に応じ月額 0 ～ 4,500 円）。
	徘徊高齢者発見システム	徘徊のおそれがある人が専用端末を持つことで、行方不明時に電波をキャッチし、現在地を把握することができる。有料（月額 2,000 円）。
	福祉電話相談	ひとり暮らし高齢者に対し、相談員が定期的に電話をかけて、安否の確認をし、各種の相談にも応じる。無料（通話料は自己負担）。
	生活支援型食事サービス	自宅への食事届け時（週 2 食～ 7 食）に、併せて安全確認を行う。有料（1 食当たり 550 円）。
	徘徊高齢者 SOS ネットワーク	事前の登録により、徘徊高齢者が行方不明になった時、関係機関に必要な情報が流れることで、早期発見につながることを期待できる。

(b) 他区及び神奈川県における取組

【第2回みんなで見守りたい資料(平成24年11月12日)を一部修正】

【中原区】

- 啓発用のリーフレットを配布
  - ・一部の地域包括支援センターの活動として商店街にリーフレットを配布し、「高齢者の様子が今までと違う」等の異変を感じたら、地域包括支援センターへ通報してほしいと周知
  - ・このリーフレットを活用して、地域の見守りネットワークを作っていこうという気運がある。



【高津区】

- 認知症高齢者を見守りネットワーク
  - ・「認知症高齢者を見守り」のため、区役所と事業所で協定を締結。(JAセレサと郵便局)
  - ・金融機関は、混乱している高齢者を発見しやすい。
  - ・JAセレサと郵便局の職員を対象に認知症サポーターの養成講座を開催。認知症サポーターとして見守りの役目も果たしている。

【麻生区】

- 「安心見守りネット」
  - ・高齢者と接触の多い事業者(協力事業者)が、高齢者の異変を発見した場合、区役所に通報。その後、地域包括支援センターは必要に応じた支援を行う。
  - ・協力事業者は、セブンイレブン、郵便配達員、本店が麻生区にあるタクシー会社2社、薬剤師会、水道メーターの検針委託会社、JAセレサ、ヤクルト、宅配弁当1社



【神奈川県】

- みんなの“気づき”で自殺、孤立死・孤独死を防ごう
  - ・個人宅を訪問する業務を行う事業者や市町村と協力し、地域で見守ることで、孤立死・孤独死の発生を未然に防止する取組み
  - ・日常生活の異変に“気がつくこと”が大切
    - \*外で見かけなくなった
    - \*新聞や郵便物がたまっている
    - \*夜、電気がつかない日が続いている など
  - ・「地域見守り活動に関する協定」の締結  
ガス検針や配達などで個人宅を訪問した際に、日常生活の異変を感じ、さらに住人の生命の危険が予見された時に市町村や警察等に通報する。





《実施団体》



神奈川県LPガス協会、神奈川県新聞販売組合、京浜新聞販売組合、生活協同組合コープかながわ

## b 見守り活動の現場訪問調査



区内における見守り活動の現状を確認するため、地域の交流活動拠点である社会福祉協議会が運営する「塚越の陽だまり」や会食会などの現場3箇所を訪問しました。

訪問日・場所	H25. 1. 21 すこやか体操（塚越の陽だまり）	
施設概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幸区社会福祉協議会が設置し、地区社会福祉協議会や民生委員、ボランティアから構成される「塚越の陽だまり運営委員会」が運営</li> <li>・ 平成 22 年 9 月に運営を開始</li> <li>・ 平日のみ利用可能。利用時間は 10 時から 16 時まで</li> <li>・ 利用は無料。利用希望者は利用登録をし、利用者カードを受け取る。次回以降は受付でカードの番号を伝えて利用</li> <li>・ お茶やコーヒー、チョコレートなどを提供</li> <li>・ イベントや講座の予定などを記載した「塚越の陽だまり通信」を毎月発行し、町内会等で回覧</li> </ul>	
利用状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塚越など周辺地域を中心に、古市場や南加瀬、小倉などからの利用者も。利用登録者は全体で 1,000 名程度</li> <li>・ 利用者の年齢層は、高齢者を中心に、乳幼児を連れた母親も多く利用</li> </ul>	
見守りに関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書道教室や、地域保健福祉課による血圧測定などの健康相談、運動普及推進員による体操などを実施</li> <li>・ 利用者から生活上の相談を受けた場合は、常駐している民生委員等が対応</li> </ul>	
当日の様子	 <p style="text-align: center;">「塚越の陽だまり」</p>	 <p style="text-align: center;">ボランティア団体による「すこやか体操」</p>

訪問日・場所	H25. 3. 1 ふれあい会食会くつろぎ（御幸いこいの家）	
施設概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員活動の中で把握しているひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯などを対象に会食会を実施（日中独居の方も含む）</li> <li>・ 町内会等（7箇所）ごとに、年 6 回、奇数月に実施 ※戸手、小向町、小向仲野町、小向西町、戸手中部、戸手本町二丁目、神明町</li> <li>・ 実費（300 円）負担</li> <li>・ 民生委員や町内会等、地域のボランティア等が連携し実施</li> <li>・ 開催にあたり、民生委員が対象者の自宅を訪問し、開催の案内と申し込みの受付を実施</li> <li>・ 会場の設営や食事の準備等は、町内会等の女性部部員（14 名）が中心とな</li> </ul>	

	<p>って実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者の実費負担と区社会福祉協議会からの助成金（年間約 14 万円）、地区社会福祉協議会の予算（年間約 5 万円）で年 6 回の会食会を運営</li> </ul>
利用状況等 （戸手中部町内会 会で実施の場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前は幸文化センター等で実施していたが、現在は、御幸いこいの家で実施している。畳からイスと机の会場に変わり、立ち座りの負担が減ったことで参加者が増加した。</li> <li>・1 回に 40 名～60 名が参加</li> </ul>
見守りに関する 活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会食会では、会食のほか、町内会等からの連絡事項（空巢の発生状況や振込詐欺の注意喚起、火災予防など）や近況報告などを行い、参加者が情報を得る場として機能している。</li> <li>・欠席者に対し自宅訪問を実施（次回の参加確認も）</li> </ul>
当日の様子	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>町内会の方々を中心に手分けして配膳</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>楽しい雰囲気に満ちた会食</p> </div> </div>

訪問日・場所	H25. 3. 4 いきいきサロンやすらぎ（御幸集会所）
施設概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元々は、認知症の方々の社会性の向上や介護する家族を助ける目的で、御幸東地区社会福祉協議会女性部による「痴呆老人デイサービス」として開設した。</li> <li>・月 4 回月曜日（祝祭日を除く）の 10 時～15 時に開催</li> <li>・10 の町内会等（女性部が中心）が協力して運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>※戸手、戸手多摩川、小向町、小向仲野町、小向西町、戸手中部、戸手本町二丁目、神明町、オーベルグランディオ川崎、ファインフィールズ</li> </ul> </li> <li>・ボランティアの総数は、10 の町内会等の女性部全体で 113 名</li> <li>・利用料 100 円、昼食代 300 円</li> <li>・活動費は、年間約 70 万円。区社会福祉協議会からの助成金（約 30 万円）と御幸東地区社会福祉協議会の予算（約 40 万円）で運営</li> <li>・コーヒーやお茶、お菓子の提供や昼食のサービス（実費負担）を実施</li> <li>・毎月、開催日や実施内容を掲載したチラシを作成し、町内会掲示板に掲載</li> <li>・11 月にサロン祭、12 月にクリスマス会など、各種イベントを実施</li> </ul>
利用状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者は、毎回 30 名～50 名（年間約 40 回開催）で、3/4 程度が女性</li> <li>・区民祭などで手芸作品の展示などを行っており、展示作品をみて興味を持ち、利用するようになった方もいた。</li> <li>・昼食があることで、一人ひとりの滞在時間が長い（昼食サービスは開設当初から継続して実施）。</li> </ul>

見守りに関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師による健康相談（月1回）や手芸、囲碁将棋、健康指導員による体操など</li> <li>・御幸東第一地区民生委員児童委員協議会主催の「なんでも相談室」を月1回開催</li> </ul>
当日の様子	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>「御幸集会所」で実施</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>手芸では思い思いの作品を作製</p> </div> </div>

### c. 見守り関係団体へのインタビュー調査

区内で見守り活動に携わる団体が果たしている役割や課題を把握するため、「民生委員」「老人クラブ」「幸区社会福祉協議会」「川崎市介護支援専門員連絡会幸区代表幹事」「区内の地域包括支援センター」の5つの団体等を対象にインタビュー調査を行いました。

調査日・対象	H25. 1. 29 民生委員児童委員（南河原地区）
組織概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会等の地区世話人会で選出され、区、市の推薦会で選考、推薦を経て、厚生労働大臣から委嘱</li> <li>・任期は3年(12月1日～11月30日まで、平成25年に改選)</li> <li>・民生委員1人当たりの担当世帯数は、政令指定都市では220世帯～440世帯だが、欠員等もあり実態は異なる場合もある。</li> <li>・担当エリアはあらかじめ指定されており、複数の民生委員が重複して担当するエリアは無い(町内会等ごとに1～3人が担っており、民生委員同士での情報共有や町内会等との連携を図っている。)</li> <li>・課題としては、「担い手不足」「日中仕事をしている人は、活動時間を確保するのが困難」「町内会等に参加していない人の情報を把握するのは困難」等が挙げられた。</li> </ul>
見守りに関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当する地域住民全員が見守りの対象（乳児から高齢者まで）</li> <li>・見守り対象は主に4つの領域(高齢者支援、障害者支援、子育て支援、生活保護の支援)</li> <li>・市から依頼を受け、75歳以上のひとり暮らし等の高齢者を対象に訪問をし、見守りカードを作成、情報収集を実施</li> <li>・会食会、配食活動など地区社会福祉協議会と協働で実施しており、その都度情報を入手。見守りを兼ね、申し込みの確認のため月1回の訪問を実施</li> <li>・南河原地区では、担当地域を月に3回見守りパトロールするよう取り決め</li> <li>・新聞が溜まっていないかなど、生活状況の確認を実施。また、訪問を嫌がる人には電話を活用</li> </ul>


活動に係る課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション居住世帯が増加している中で、知り合うきっかけが見つからない。身分証明書の提示を求められこともあった。</li> <li>・特に、ワンルームタイプのマンションは、町内会等に参加しないケースが多い。マンションのオーナーも管理会社に管理を一任しており、入居者の情報を把握しておらず、地域の情報が得にくい</li> <li>・耳が聞こえにくい方など、チャイムを鳴らしても気づかないことがあり、訪問するのも調整が必要な場合がある。</li> <li>・必要な情報は足を使って調べるしかない。アパートなどは出入りも激しく、どのような方が地域で生活しているかなどなかなか把握しにくい。</li> <li>・「民生委員＝困窮者を助ける」のイメージから、訪問を嫌がる人もいる（日中の訪問は断られ夜訪問するなど）。</li> </ul>
課題への対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顔見知りを増やすため、町内会等と連携し、マンション等の会合に積極的に参加したり、老人クラブや子ども会の会員になったりしている</li> <li>・川崎市民生委員児童委員協議会が作成した「見守りカード」を活用し、各民生委員が見守りの必要な人々の情報把握に努めている</li> <li>・町内会等が敬老祝い品を渡すために70歳以上の人の名簿を作成しており、それが民生委員にも提供されている</li> <li>・老人クラブの誕生日会への参加や、パトロール活動において、連携を取っている友愛チーム（老人クラブ）と情報を共有するなど、老人クラブには助けられている。</li> </ul>
当日の様子	



調査日・場所	H25. 2. 20 老人クラブ（友愛チーム）
組織概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の高齢者（概ね60歳以上）が自主的に集まって組織</li> <li>・会費（月100円程度）を徴収</li> <li>・区内に78クラブあり、会員数は4,744人（平成24年4月1日現在）</li> <li>・会員数は、地域の実情や世帯数によって異なり、50名から100名を超えるところまで様々</li> </ul>
見守りに関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンドゴルフやカラオケ、誕生会、旅行などの活動を通して仲間づくりや健康づくりなどを実施。その他、友愛活動（虚弱高齢者への訪問活動）や清掃美化活動などを実施</li> <li>・新年会や誕生日会等は、別途参加費を徴収しているが、普段の活動より多くの人が参加している</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寒い時期を除き、毎月定期的に清掃活動を実施</li> <li>・サロンを毎月実施するとともに、保健師による健康相談なども実施</li> <li>・「ふれあい&amp;すこやかサポーター養成講座」に参加し、「ふれすこサポーター」としても活動</li> </ul>
活動に係る課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の中には元気な人が多く、クラブへの入会を断られることもある</li> <li>・「老人」というネーミングを好まない人もいる</li> <li>・掲示板等で募集を呼びかけるがあまり効果が見られない</li> <li>・町内会等の回覧板を使っての勧誘の効果は限定的</li> <li>・マンションでは個人情報の問題もあり、老人クラブの対象となる人がいるか把握できない</li> </ul>
課題への対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いこいの家や町内会館等を利用し、誕生日会などの行事を実施し、その都度加入を呼びかけている。</li> <li>・加入の呼びかけは口コミ等を重視し、断られても繰り返し勧誘するようにしている</li> <li>・会員世帯には毎月スケジュールをポスティング</li> <li>・俳句や川柳、伝達事項などを掲載した「たより」を毎月配布</li> </ul>
当日の様子	 

調査日・場所	H25.3.11 幸区社会福祉協議会
組織概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和26年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法第109条」）に基づき、それぞれの都道府県、市区町村に設置されている民間組織（社会福祉法人）</li> <li>・幸区では、区社会福祉協議会とさらに身近な7つの地区社会福祉協議会（南河原地区、御幸東地区、河原町地区、御幸西地区、日吉第一地区、日吉第二地区、日吉第三地区）が事業を実施</li> <li>・社会福祉事業や活動を行っている団体・グループを対象に会員を募集</li> <li>・区・地区社会福祉協議会が行う事業に賛同し賛助会費拠出を通して参加する「賛助会員」の制度がある</li> <li>・事業の財源は、会員（賛助会員含む）の会費と神奈川県共同募金からの配分金、市社会福祉協議会からの補助金、委託費（川崎市、県・市社会福祉協議会、市からの指定管理料）、「さいわいデイサービスセンター」経営に伴う収入、寄付金など</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種助成事業（会食会、配食、ミニデイケア）については、地域住民が主体となっているもので実績等を踏まえ、一定の基準に基づいて助成金を支出（活動諸経費：8万～17万円、研修費：1万円、備品等経費：2万5千円、会場費：前年実績～3万円など）</li> <li>・幸区社会福祉協議会としては、毎月実施している運営委員会や各地区社会福祉協議会の定例会などで、各地区社会福祉協議会の活動状況の把握と支援等を実施</li> <li>・福祉教育学習として、車イスや妊婦・高齢者の疑似体験グッズ、福祉に関するDVDの貸出などを実施</li> <li>・介護者の日頃の疲れを慰労する会として、年1回在宅介護者区の集いを実施（参加者25～30人程度、自己負担有）</li> <li>・ボランティアセンターを開設しており、ボランティアの紹介やボランティアの依頼に対する調整などを実施</li> </ul>
見守りに関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に防災の地域ネットワーク化として、学校やPTA、老人クラブ等が連携して取り組む話があったが、自主防災組織がすでにあったことから実現していない。</li> <li>・健康の増進や、団塊世代の退職後の生きがい活動なども含め、地域に拠点をつくり、引きこもりをなくす目的で住民交流活動拠点「陽だまり」を開所</li> <li>・小倉と塚越の2箇所に「陽だまり」があり、平成23年度実績では、小倉の陽だまりが5,706名、塚越の陽だまりが6,653名利用</li> </ul>
活動に係る課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア団体及び個人の登録が少ない。</li> <li>・陽だまりなどの住民交流活動拠点については、家賃負担や毎日開設することによる人手の確保、人件費負担などが課題</li> </ul>
課題への対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアを増やすための啓発講座や、年4回の広報紙の発行、区ホームページでの情報発信などを実施</li> </ul>
当日の様子	

調査日・場所		H25. 9. 18 川崎市介護支援専門員連絡会幸区代表幹事	
組織概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員は、要介護の方の介護プランの作成や、家族に介護サービスを紹介するなどしている。介護支援の全体的なマネージメントをしている。</li> <li>・介護認定については、「高齢者が困った状況になる→民生委員や地域包括支援センターへ相談→高齢・障害課へ相談→要介護・要支援の申請→認定調査員による訪問調査や主治医の意見書の提出→介護認定審査会→認定」という流れが一般的となっている。</li> <li>・申請時には、高齢・障害課のアドバイスを受けて、利用者や家族、民生委員が介護支援専門員に連絡するなど、介護支援専門員が遡る形で介護プランをつくることもある。</li> </ul>		
見守りに関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険によるサービスの内容は、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護（デイサービス）、通所リハビリステーション（デイケア）、訪問リハビリテーション、ショートステイ、福祉用具のレンタル等がある。</li> <li>・介護保険以外の川崎市のサービス（配食サービスや紙おむつの給付等）を取り入れるとともに、高齢・障害課や地域包括支援センターとも連携する。</li> </ul>		
活動に係る課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービスを受けていても孤独死が起こることがある。週一回のヘルパー派遣を受けているケースで、1週間後に孤独死しているのが発見されたこともある。</li> <li>・高齢者の一人暮らしが多くなっているため、地域で見守りをする人々とケアマネージャー、地域包括支援センター、民生委員などが情報交換や連携ができる場があると良い。</li> </ul>		
課題への対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の異変に気が付くのは、やはり近所の人が多い。「どうしたんだろう」で終わらせず、町内会等の関係者が様子を見に行くことができれば良いのではないかと。当人が知らない民生委員が行くよりも、知り合いである近所の人が行った方が高齢者は受け入れやすいと思う。</li> </ul>		
当日の様子	 		

調査日・場所	H25. 10. 8 幸区内の各地域包括支援センター
組織概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括支援センターの職員数は、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の3職種が各1名ずつの計3名が最低数であり、通常は高齢者が5,500名未満の場合は4名、それ以上は5名の職員がいることが多い。</li> <li>・ 制度が始まった当初は地域包括支援センターでケアプランを作成していたが、現在は外部に委託し、地域包括支援センターは地域に出るようにしている。地域の課題を吸い上げて、それに対応するようにしている。</li> </ul>
見守りに関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見守りに関する相談窓口は、行政と地域包括支援センターと考えている。実際には民生委員にも関わってもらえる場面も多いと思うが、一義的にはその2つになる。</li> <li>・ 地域包括支援センターではワンストップサービスを心がけているので、話を聞いた上で、対応できる所を紹介するなどしている。</li> <li>・ 時間外の相談は、電話については転送されるようにはなっているが、すぐに対応することは難しいことが多い。</li> </ul>
活動に係る課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材の確保が課題でなかなか定着しないことが多い。</li> <li>・ 地域包括支援センターが高齢者対応の窓口になっていることについて、十分認知されていない。</li> </ul>
課題への対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区民会議が見守りに取り組んでいることは、地域包括支援センターとしては心強い。一緒に考えていけたら良いと思う。</li> <li>・ 地域包括支援センターでは、高齢者のことだけでなく、子どもに関する相談なども受けるようになっている。地域に出て顔を覚えてもらえるようにしているので、見守り活動とも連携していきたいと思っている。</li> </ul>
当日の様子	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

#### d 町内会等の「見守り活動」に関するアンケート調査

町内会等が実施している「見守り活動」の実態や課題を把握するため、アンケート調査を実施しました。

##### (a) 回答状況

53団体／70団体（回答率：76%）

《内訳》

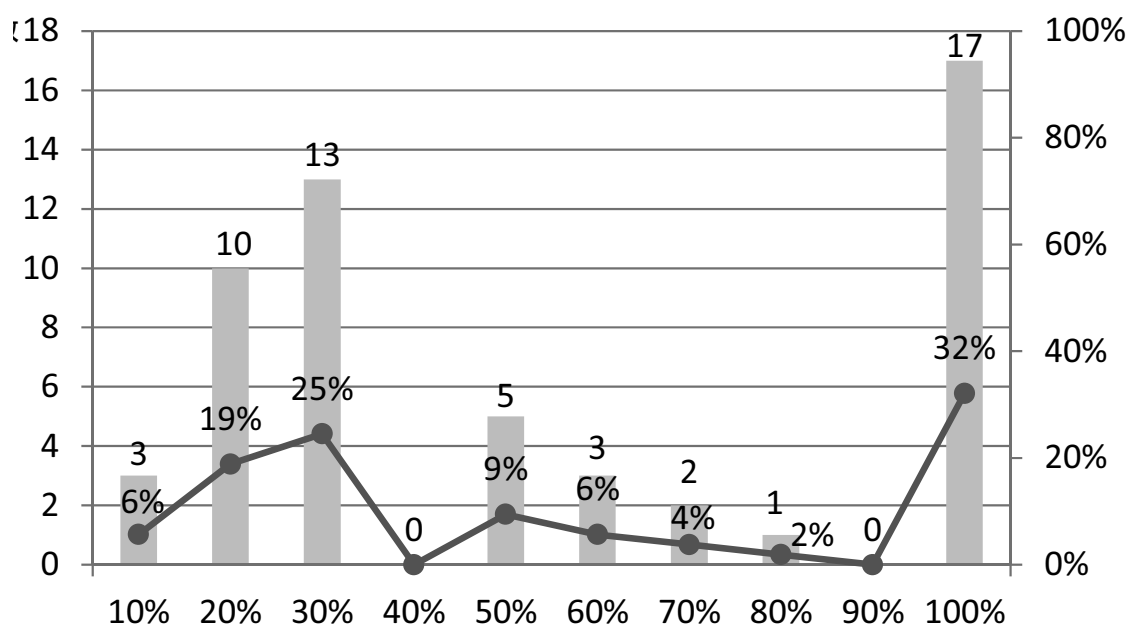
南河原地区：13団体／17団体（回答率：76%）

御幸地区：25団体／33団体（回答率：76%）

日吉地区：15団体／20団体（回答率：75%）

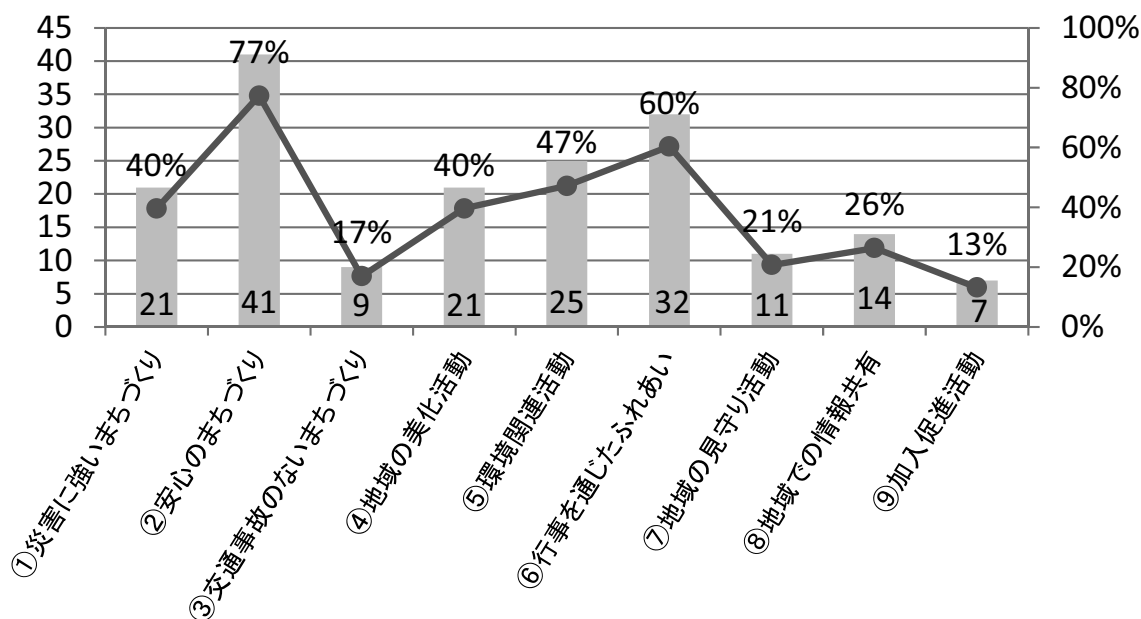
##### (b) 回答結果と分析

◎町内会等に加入する世帯のうち集合住宅が占める割合



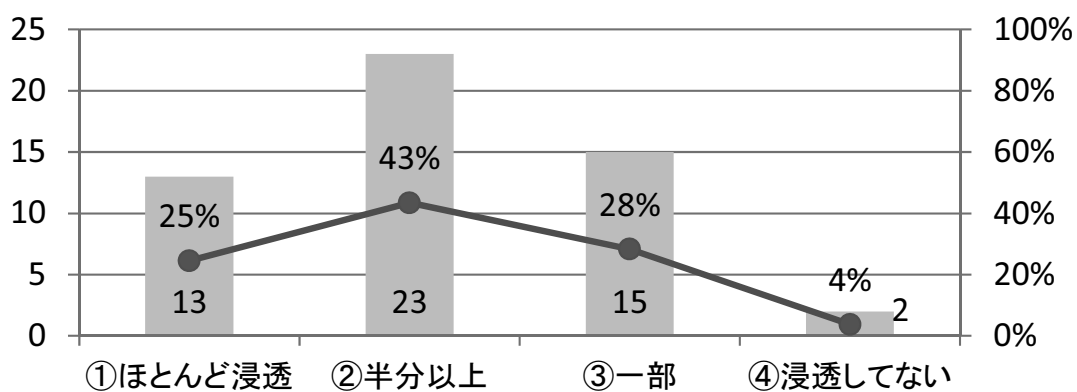
グラフからは、集合住宅単位の町内会等が多いことがわかる。そのため、集合住宅の特性に対応した見守り活動を提案できれば、波及効果が大きくなる。

◎町内会等で特に力を入れている取組（3つ選択）



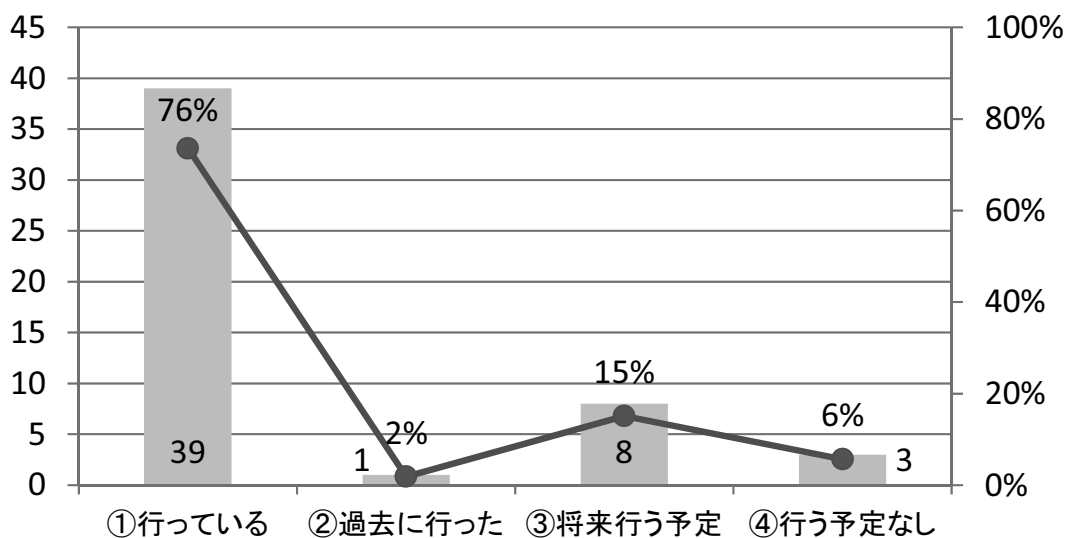
⑦の「見守り」を意識した活動に注力している町内会等は比較的少ないが、住民に直接顔を合せる活動に注力している傾向があることがわかる。そのため、現在力を入れている活動に、「見守り」の要素をプラスすることは十分可能であるものと考えられる。

◎町内会等での助け合いや支え合いの意識の浸透度



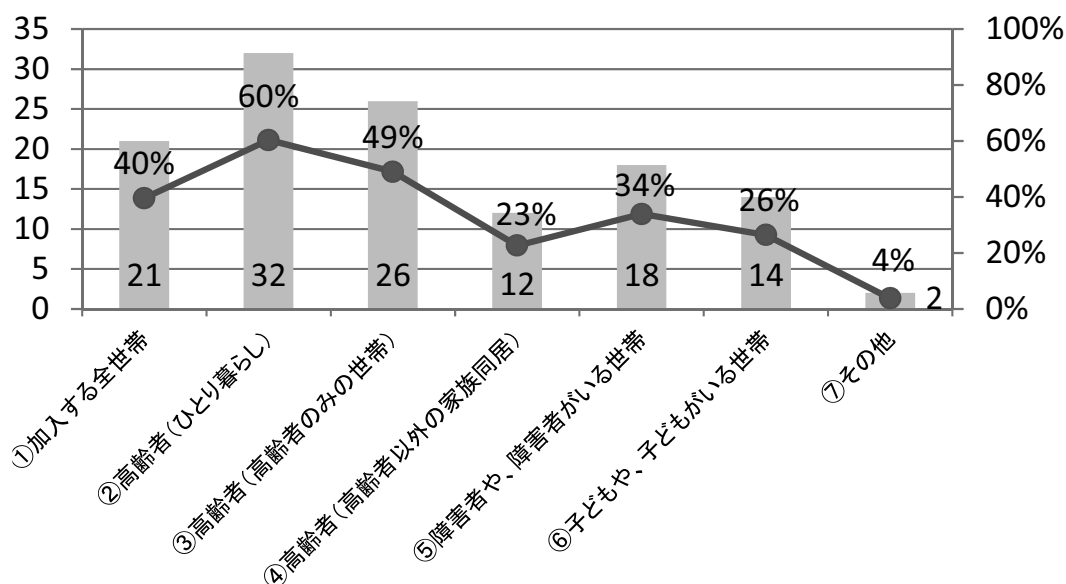
①と②を合わせると70%近くになる。そのため、現在力を入れている活動に、「見守り」の要素をプラスすることは十分可能であるものと考えられる。

◎町内会等での助け合いや支え合いの意識の浸透度



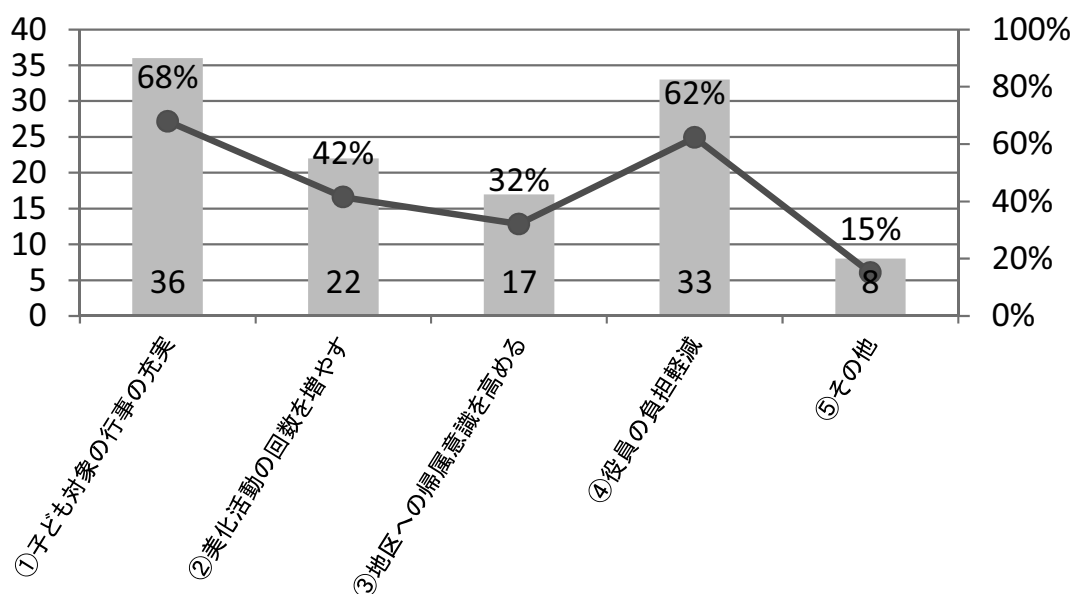
グラフからは、現在、見守り活動を実施している町内会等が多いことがわかる。そのため、「町内会等で特に力を入れている取組」の回答状況を考え合わせると、団体活動に占める見守り活動の優先度を上げてもらえるよう、普及啓発の働きかけが必要と思われる。

◎見守り活動の対象者（複数回答）



グラフからは、高齢者を対象とした見守り活動を実施している町内会等が多いことがわかる。そのため、高齢者を意識している町内会等が多く、当部会の活動方針と合致している。これまで行っていない活動を提案することができれば、実際に実行してもらえる可能性が高いものと思われる。

◎組織の活性化のために必要な取組（複数回答）



グラフから2点のことが読み取れる。

1つ目は、「子ども対象の行事の充実」が求められていることであり、このことから子どもも担い手の一員となれる活動を提案することができれば、その保護者も参加してくれる可能性ありことを示している。

2つ目は、「役員の負担軽減」が求められていることであり、このことから町内会等が行う見守り活動は、役員に負担が集中しない仕組みを考える必要があることを示しているものと思われる。

## e 「ひとり暮らし高齢者等への見守り方法などをまとめた冊子」のあり方の整理

以上のような事例調査や現場訪問、インタビュー調査、アンケート調査を通じて、「ひとり暮らし高齢者等に異変があった時に、周囲の人たちがいち早く気づき、対応できるようにする」ことや、「個人でも見守り活動ができることを理解してもらい、活動を始めるきっかけとなるようにする」ことが必要なのではないかと考えました。

そこで、ひとり暮らし高齢者等の異変を把握するためのチェックポイントなど、具体的な活動に即した内容が記載されている「ひとり暮らし高齢者等への見守り方法などをまとめた冊子（以下「見守りに関する冊子」という。）」を作成することが、見守り活動の裾野を拡げていくのに有効なのではないかと考え、そのあり方をまとめました。

### 【第11回みんなで見守りたい(平成25年12月11日)資料】

#### 1 基本的な考え方

- (1)ひとり暮らしの高齢者等に異変があった時に、周囲の人たちがいち早く気づき、必要な対応が図られるよう、見守り活動に携わる人の裾野を拡大することを目的とする。
- (2)個人でも高齢者等の見守り活動ができることを理解してもらい、活動を始めるきっかけとなるようにする。
- (3)高齢者等の異変を把握するためのチェックポイントや、異変を発見した場合の対応の仕方など、具体的な活動に即した内容について掲載することが考えられる。

#### 2 見守り活動の対象者

- (1)見守りが必要な人
  - ア ひとり暮らしの高齢者
  - イ 高齢者のみの世帯の人 等
- (2)見守り活動を支える人
  - ア 高齢者等の近所に住んでいる人
  - イ 通学や通勤の途中によく見かけるなど身近に高齢者等がいる人
  - ウ 自営業者などで顔見知りの高齢者等がいる人 等

#### 3 見守り活動の効果

- (1)ひとり暮らし高齢者等の周囲からの孤立化の防止
- (2)交通事故や火災、盗難等の犯罪被害に巻き込まれるリスクの低減
- (3)問題を早期に発見することで、問題の複雑化・深刻化の防止
- (4)地域で顔の見える関係作りの促進

#### 4 見守り活動を行う上での留意点

- (1)コミュニケーションを交わせる良好な関係を築く  
あいさつや声掛けを積極的に行うなど、日頃から良好な人間関係を構築するように努める。  
(このことにより、ひとり暮らしの高齢者等に何らかの異変が生じたときには、迅速な発見や対応が可能となる。)
- (2)無理をしない
  - ア 無理をせず、できることを行う。
  - イ できないことは、町内会・自治会、区役所、民生委員児童委員等に相談して専門機関



につなげるようにする。

(3)相手の立場に立つ

ア 「やってあげている」といった態度にならないよう、対等な立場で向き合うようにする。

イ できる限り、さりげない見守りを心がけるとともに、相手のプライバシーを尊重することに十分留意する。

(4)個人情報の適正管理に留意する

ア 知り得た個人情報は、他に口外しない。

イ 個人情報を関係機関などに外部提供する必要がある場合は、原則として、本人の了解を得た上で行う。

**5 見守り活動の取組方法**

次のような対応をとりながら、見守り活動に取り組むことが考えられる。

(1)顔を合わせたときにはあいさつを交わすなど、積極的にコミュニケーションをとりながら、高齢者等に異変や困りごとがないかなど、日頃から高齢者等の様子に気を配るようにする。

(2)次のチェックリストを参考に、高齢者の状況等を把握するとともに、該当項目がいくつかあるなど、その時の状況等を総合的に勘案して、「連絡・相談窓口」に連絡をする。

…緊急性・重大性が高いと判断されるような場合で、犯罪被害等に関することは警察に、急病・怪我等に関することは消防に、それぞれ通報・連絡するなどの対応が考えられる。

…発見者自身が対応できることであれば高齢者等の手助けや助言をする（例えば、その高齢者の具合が悪そうであれば病院に行くことを進めるなど）。

表 チェックリスト

	チェックポイント	連絡・相談窓口
安否が心配される例	<input type="checkbox"/> 最近姿を見かけなくなった	《想定例》 ◎幸区役所高齢・障害課 ◎地域包括支援センター  ※緊急性・重大性が高いと判断されるような場合で、犯罪被害等に関することは「110番(警察)」に、病気・怪我等に関することは「119番(消防)」へ通報・連絡
	<input type="checkbox"/> 洗濯物が何日も干したままになっている	
	<input type="checkbox"/> 何日も、 { 夜間に灯りが点かない 日中に灯りがつきっ放し	
	<input type="checkbox"/> 何日も、窓、カーテン、雨戸が開閉された様子がない	
	<input type="checkbox"/> 新聞、郵便物が数日分たまっている	
	<input type="checkbox"/> ごみが放置されていたり、庭が荒れている	
心身の状態が心配される例	<input type="checkbox"/> いつも同じ服や季節に合わない服を着ていたり、服が汚れたり破れたりしている	
	<input type="checkbox"/> 具合が悪そうに見える	
	<input type="checkbox"/> 家から怒鳴り声や物を投げつける音が聞こえる	
	<input type="checkbox"/> 近隣とのトラブルが目立つ	
	<input type="checkbox"/> 見慣れない人が頻繁に訪ねている	

## 第4章 第4期区民会議からの提言

### 1 「暮らしの安全部会」からの提言

#### (1) 地域における防災力の向上

提言1：地震等の災害に備え、「マイ防災マップ」づくりなどの取組を推進し、防災意識や地域防災力の向上を図ることを提案します。

##### 〈趣旨〉

- 東日本大震災以降、防災への意識が一層高まっています。災害発生時には、まず自分の身は自分の力で守るという「自助」の意識が大切です。区民一人ひとりが災害時にとるべき行動の確認や家庭内での情報共有、飲食料等の備蓄など、災害に備えた準備をすることが求められています。
- 「マイ防災マップ」は、自分が住む地域の「危険な場所」「災害時に役に立つ場所」などを記した自分だけの地図であり、災害発生時に適切かつ迅速な対応をとるためのツールになり得るものと考えます。
- 「マイ防災マップ」づくり等を通じて、日頃から各家庭や地域で防災について話し合いを行うとともに、中学生など若い人たちにも参加してもらうことで、防災意識や地域防災力の向上を図っていくことが重要と考えます。

#### (2) 自転車の交通ルール順守の推進

提言2：スポーツチームとの連携や、公用車の活用などにより、自転車の交通ルール順守の効果的な啓発活動の実施を提案します。

##### 〈趣旨〉

- 自転車マナーの向上を問うだけでは、現状の課題解決は図れません。法令に定められた交通ルールやそれに違反した場合の罰則（懲役や罰金）があるということを、区民に十分に理解してもらう必要があります。
- 自転車の利用者が多い幸区では、「携帯電話を使用しながらの運転」「イヤホンで音楽等を聴きながらの運転」、「原則、車道の左側通行」を守らないなどの交通違反が多く見られます。これらの違反等をなくすための啓発活動が重要と考えます。
- 自転車の交通ルール順守に関する啓発活動を行うに当たっては、川崎フロンターレなど市内のスポーツチームとの連携や、区役所公用車や清掃車の活用など、効果的かつ戦略的に行うことが必要と考えます。

提言3：自転車交通安全教室を効果的に実施するため、スケアード・ストレート方式の活用を提案します。

《趣旨》

- 交通安全教室を開催する際に、スケアード・ストレート方式によるスタントマンの実演を通して、自転車事故等の衝撃や怖さを実際に体感することができ、自転車の交通ルール順守を推進する上で大きな効果が得られると考えます。このような取組は、中学生や高校生などの若い世代を中心に、幅広い世代を対象に実施することが必要と考えます。

2 「みんなで見守りたい」からの提言

(1) みんなで取り組む、ひとり暮らし高齢者等が元気に安心して暮らせるまちづくりに向けて

提言1：ひとり暮らし高齢者等の異変を見つけた場合の対処方法などをまとめた冊子を作成・活用し、見守り活動の裾野を拡大することを提案します。

《趣旨》

- 他人への無関心、隣近所との付き合いの希薄化などにより、地域における結びつきや共に支え合う関係が年々弱くなってきているとともに、高齢者単身世帯など高齢者のみの世帯が増加しています。こうした中で、高齢者の孤独死の問題などが大きく取り上げられており、これらの方々を地域で見守る関係を強化していくことが必要と考えます。
- 地域では、町内会等や民生委員、地域包括センターなどを中心とした見守り活動や、川崎市と新聞販売組合、生活協同組合などの事業者との協定に基づく見守り活動など様々な取組が行われています。これらに加えて、高齢者が地域で元気に、安心して暮らせる地域づくりを進めるには、地域ぐるみの見守り活動の充実が必要と考えます。
- そのためには、見守り活動に参加する人たちの裾野を拡大していくことが重要であり、個人でもできる見守り活動や、近所に住む高齢者の異変等を発見したときの対処方法などをまとめた冊子を作成し、活用していくことが必要と考えます。

提言2：見守り活動に関するサポートなどを気軽に相談できる窓口や、情報発信を充実させることを提案します。

《趣旨》

- 地域で見守り活動を始めようとしている人、又は、既に活動を行っている人などが気軽に相談したり、必要な支援を求めたりする窓口が必要と考えます。
- 見守り活動を効果的に行うには、必要な情報が容易に入手できることが重要です。そのため、ホームページや広報紙の充実など、市の情報発信力が一層充実されることが必要と考えます。

## 第5章 第4期幸区区民会議の調査審議の内容を踏まえた区の実組 (平成26年5月1日現在)

### 1 スケアード・ストレート方式の交通安全教室の実施

平成25年10月に塚越中学校で開催された幸区リレーカーニバルにおいて、スタントマンのパフォーマンスによる、スケアード・ストレート方式の交通安全教室を区民会議と共催で実施しました。集客力のあるイベントの時間内に実施することで、多くの世代に自転車ルールを順守することの大切さを伝えることができるものと考えました。



### 2 ごみ収集車による交通安全広報活動

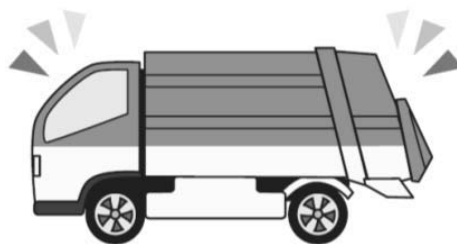
自転車ルールの順守を推進するため、市内初の試みとして、幸区内全域を走行しているごみ収集車を活用した交通安全広報活動を実施しました。

#### 【実施期間】

平成26年4月7日（月）～15日（火） ※13日を除く

#### 【実施内容】

幸区内を走行中のごみ収集車（川崎生活環境事業所が所有する31台）のスピーカーから、自転車ルールの順守を呼びかけるアナウンスを流す。



## 第6章 第4期幸区区民会議フォーラムの実施概要

幸区区民会議での取組や提言内容等を報告し、地域の課題解決に向けて、より一層の区民の参加と協働を呼びかけるために「第4期幸区区民会議フォーラム」を開催しました。

開催日時	平成26年3月16日(日)午後2時～午後4時
開催場所	幸市民館大会議室
来場者数	約70人



会場の様子

## 第4期幸区区民会議フォーラム プログラム

日時：平成26年3月16日(日) 14時～16時  
会場：幸市民館大会議室



13:30	<b>開場</b>	
14:00	<p><b>開会・あいさつ</b></p> <p><b>パネルディスカッション</b></p> <p>①「暮らしの安全部会」活動報告 「地域防災力の向上」「自転車ルールの順守」に関する取組について報告します。</p> <p>②「みんなで見守りたい」活動報告 「地域の見守り体制づくり」に関する取組について報告します。</p> <p>③パネラー間の意見交換 ①、②の報告内容を踏まえ、区民会議委員と、地域で活動している方々が意見交換を行います。</p> <p>④会場参加者との意見交換</p>	<p>「歩行環境シミュレーター」チャレンジ!</p>  <p>13:30～14:00、16:00～16:20</p>  
15:00	<b>休憩 (10分間)</b>	
15:10	<p><b>こどもの自転車ルール標語表彰式</b> (幸区子ども総合支援ネットワーク会議)</p> <p>子どもから大人まで、たくさんの御応募をいただきました。入賞作品の発表と表彰式を行います。</p>	
15:25	<p><b>アトラクション</b></p> <p>①Let'sトラビック! (神奈川県警交通安全教育隊) 童謡に交通安全の歌詞をのせ、事故にあわない体の動きを取り入れたエアロビクスを行います。</p> <p>②交通安全〇×クイズ 交通ルールや交通事故の特徴を紹介し、どういう時間や場所が危ないか、クイズで楽しく学べます。上位者には賞品があります。</p> <p>③交通安全講話 (幸警察署)</p>	 
16:00	<b>閉会</b>	

## 1 当日の様子

### (1)開会のあいさつ

西野委員長から、フォーラムを始めるにあたってのあいさつと、区民会議全体に関する内容（区民会議の仕組みや審議の流れなど）を中心に説明をしました。



西野委員長の開会あいさつ

### (2)パネルディスカッション

#### ア 「暮らしの安全部会」の活動報告

まず初めに、「暮らしの安全部会」の取組について、近藤委員から報告を行いました。

《報告の主な内容》

- ・「地域防災力の向上」に関する取組
- ・災害図上訓練（DIG）
- ・マイ防災マップづくりワークショップ
- ・提言内容（地域防災力の向上）
- ・「自転車ルール順守の推進」に関する取組
- ・スケアード・ストレート方式の交通安全教室
- ・提言内容（自転車ルールの順守の推進）



近藤委員の説明の様子

#### イ 「みんなで見守りたい」の活動報告

続いて、「みんなで見守りたい」の取組について、原委員から報告を行いました

《報告の主な内容》

- ・「地域の見守り体制づくり」に関する取組
- ・区内における見守り活動施策・事例の事前調査
- ・見守り活動の現場訪問
- ・見守り関係団体へのインタビュー調査
- ・町内会・自治会へのアンケート調査
- ・「ひとり暮らし高齢者等への見守り方法などをまとめた冊子のあり方
- ・提言内容（地域の見守り体制づくり）



原委員の説明の様子

#### ウ パネラー間の意見交換

ゲストパネラーとして、神明町町内会の小泉正敏会長と、地域包括支援センター「みんなと暮らす町」の宍戸典子センター長に御出席いただき、提言についての感想や、協働で実施していくことができることなどについて話し合いました。



小泉会長の発言の様子



宍戸センター長の発言の様子

#### (3) こどもの自転車ルール標語表彰式

「幸区子ども総合支援ネットワーク会議」が募集した、子どもの安全を守るための自転車ルール標語の表彰式を行いました。

《最優秀作品》

- ◎自転車の とびだしきけん じこのもと
- ◎傘・スマホ 「ながら運転」 危険だよ

《優秀作品》

- ◎あぶないよ 2列うんてん 事故のもと
- ◎あぶないよ かたてにスマホ 耳イヤホン
- ◎ヘルメット わすれずかぶって 安全うんてん
- ◎曲がり角 一旦止まって 安全確認
- ◎友達と 横にならんで 事故まねく
- ◎交差点 止まって安全 確かめよう
- ◎友達と 話したくても たて並び
- ◎自転車は こまめに点検 安全に



幸区長から表彰状の授与

#### (4) 「Let`sトラビック！」及び「交通安全〇×クイズ」

アトラクションとして、神奈川県警交通安全教育隊による「Let`sトラビック！」及び「交通安全〇×クイズ」を行いました。

「トラビック」とは、「Traffic Safety (交通安全)」と「Aerobic (エアロビック)」を掛け合わせた造語で、神奈川県警と神奈川県エアロビック連盟が共同開発した「高齢歩行者向け 交通事故防止のためのエアロビック」のことです。童謡「春がきた」に、交通安全の歌詞をのせ、交通事故にあわないための体の動きを確認しました。

また、「交通安全〇×クイズ」では、連続で正解した参加者に、区の花である「ヤマブキ」の苗をプレゼントしました。



「Let`sトラビック!」の様子



「交通安全〇×クイズ」の様子

#### (5) 交通安全講話

神奈川県警幸警察署交通課の職員の方から、幸区における交通事故の状況などについてお話しいただきました。



交通安全講話

#### (6) 「歩行環境シミュレーター」の設置

神奈川県警管内で初のお披露目となる「歩行環境シミュレーター」を、会場後方に設置し、開会前、休憩時間及びフォーラム終了後において、フォーラム参加者に体験してもらいました。



「歩行環境シミュレーター」体験

#### (7) 第4期幸区区民会議の活動紹介パネル

平成24年7月から2年間にわたる、第4期幸区区民会議の活動を紹介します。パネルを会場後方に設置しました。







# 幸区区民会議について

## 区民会議とは

暮らしやすい地域社会を目指して、区民のみならず、中心となって、参加と協働により地域社会の課題の解決を図るために調査審議をする会議です。



委員長 区民会議を代表し、会務をまとめます。  
副委員長 委員長を補佐します。  
委員 市議会議員、県議会議員が多数、会議で必要な助言をします。  
委員 初任委員、公募、区長推薦の委員20人以上以内で組織します。

## 課題解決の流れ

課題の把握 地域の状況や課題について意見交換し、整理・分析  
課題の選定 調査・審議する課題やテーマを選定  
解決策の検討 解決の方向や取組の担い手など、様々な視点で検討  
審議結果 区長に報告 取組の実践 各主体が連携しながら、提案された取組を地域で実践

## 「暮らしの安全部会」の調査審議

東日本大震災などによる防災意識の高まりや、区内での自転車の重大事故やルール違反が発生していることを背景に、「地域防災力の向上」「自転車ルール順守の推進」の2つの地域課題をテーマとして調査審議しました。

### 中学生のDIG (災害図上訓練)体験

DIGとは 「Disaster (災害) Imagination (想像力) Game (ゲーム)」の頭文字を取ったもので、地図に地域の特徴を書き込み、危険な場所や災害が起きた時の行動などを話し合うものです。  
約80人の中学生が参加  
普段から防災に対する意識を明確に持つ大切さを伝えることができました。

### 中学生を対象としたマイ防災マップづくり

マイ防災マップのワークショップ  
実際にまちを歩きながら、避難所など安全な場所への道順や危険箇所などを確認し、白地図に落とし込むことで、しっかり把握できました。  
マイ防災マップを各家庭へ  
でき上がったマップを各家庭に持ち帰ることで、地域の防災情報の共有と防災意識の向上が図れました。

### スクエアード・ストレート方式の交通安全教室を開催

スクエアード・ストレート方式とは  
スタントマンが交通事故の再現を目的とするので、参加者に事故の楽しさや恐怖感を、伝えることができる手法です。  
イベント参加者など約3千人が参加  
イベントリレーカーニバルにおいて開催し、多くの人たちに、交通事故の恐ろしさを、肌で感じてもらうことができました。

### 「暮らしの安全部会」の審議テーマと提言

審議テーマ: 地域防災力の向上  
提言: 地震等の災害に備え、「マイ防災マップ」づくりなどの取組を推進し、防災意識や地域防災力の向上を図る。  
審議テーマ: 自転車ルール順守の推進  
提言: スポーツチームとの連携や、公用車の活用などによる、自転車ルール順守に向けた効果的な啓発活動の実施  
スクエアード・ストレート方式による、効果的な自転車交通安全教室の実施

## 幸区区民会議のこれまでの取組

区民会議は2年間を1期とし、これまで3期(第1期:H18.7~H20.6、第2期:H20.7~H22.6、第3期:H22.7~H24.6)にわたって活動を行ってきました。区民と行政の「協働」によるまちづくりにつながるための「提言」を受け、区内で具体的な取組がなされました。



## 第4期幸区区民会議の委員

第4期幸区区民会議は、以下の20名の委員で構成しています。委員は、地域で活動する団体からの推薦のほか、公募により市長が委嘱しています。各委員が関心を持つテーマから、「暮らしの安全部会」「みんなで見守りたい」の2つの部会を組織しました。

「暮らしの安全部会」			「みんなで見守りたい」		
審議テーマ			審議テーマ		
○地域防災力の向上 ○自転車ルール順守の推進			○地域の見守り体制づくり		
氏名	推薦団体・公募	氏名	推薦団体・公募		
石原 隆子	幸区自治防災連絡協議会 ※副委員長	神谷 隆昭	幸区医師会さんさと実行委員会		
相山 海二	幸区交通安全対策協議会 ※副委員長	古橋 敬光	幸区まちづくり推進委員会 ※副委員長		
藤村 雅子	幸区子ども会連合会 ※副委員長	西井 博	幸区文化協会		
小泉 実美子	幸区防犯会	鈴木 忠夫	行啓商店組合		
近藤 多喜	日南のむつ実行委員会	鈴木 都	市民公署		
鈴木 敏雄次	幸区防犯協会	戸邊 一登	幸区老人クラブ連合会		
西野 誠一	幸区防犯協議会 ※委員長	櫻井 潤江	幸区社会福祉協議会		
藤野 隆雄	幸区防犯協議会	野田 公江	市民公署		
三浦 八郎	市民公署	村田 清子	幸区民生児童委員連絡協議会 ※副委員長		
		菊池 京子	幸区PTA協議会		

※委員一覧表は部会別、50音順で掲載しています。

## 「みんなで見守りたい」の調査審議

隣近所との付き合いが少ないことなどにより、共に支え合う関係が希薄化してきています。また、高齢者のみの世帯が増加し、孤独死の問題などが発生していることから、「地域の見守り体制づくり」について調査審議しました。

### 見守り活動の現場を訪問

会食会や地域交流拠点の調査  
会食会に参加しなかった人の安否確認など、様々な形による見守り活動が行われていることが分かりました。  
関係団体へのインタビューを実施  
見守り活動が抱える課題の把握  
民生委員児童委員、ケアマネージャー、地域包括支援センター等の地域福祉に携わる皆さんからは、「見守り活動に携わる人が足りない」「実感を抱いたら、すぐに連絡をもらえる」といった声がありました。

### 町内会・自治会へのアンケートを実施

見守り活動の実施状況を把握  
回答のあった町内会・自治会のうち、76%にあたる39団体で見守り活動を行っていることが分かりました。その内容としては、防犯パトロールや清掃活動などを通じてのものが多数を占めました。  
地域の見守り活動に役立つ冊子を作成  
活動を始めようきっかけづくり  
ひとり暮らしの高齢者等の実態を把握するためのチェックポイントや、実態を発見した場合の対応の仕方など、冊子作りに向けた考え方をまとめました。

### 「みんなで見守りたい」の審議テーマと提言

審議テーマ: 地域の見守り体制づくり  
提言: ひとり暮らし高齢者等の実態を見つけた場合の対応方法などをまとめた冊子を作成・活用し、見守り活動の裾野を拡大  
見守り活動に関するリポートなどの相談窓口や、情報発信の充実

## 2 第4期幸区区民会議フォーラムアンケート実施概要

区民会議の認知度等について調査するため、フォーラム参加者を対象にアンケート調査を行いました。

アンケート回答者数	18人
-----------	-----

# 第4期幸区区民会議フォーラム アンケート(H26.3.16)

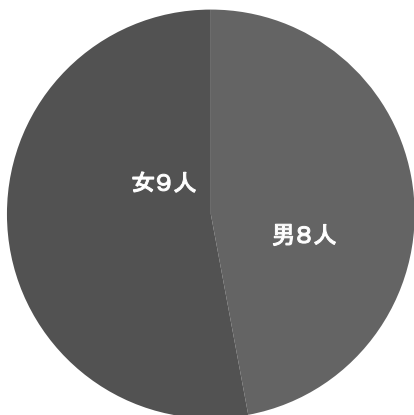
当てはまるものにチェック(レ)をつけてください

1 区民会議フォーラムについて	
(1)開催はどのようにしてお知りになりましたか？(いくつでも)	
<input type="checkbox"/> 市政だより	<input type="checkbox"/> 幸区ホームページ
<input type="checkbox"/> ポスター	<input type="checkbox"/> チラシ
<input type="checkbox"/> 知人や家族から	<input type="checkbox"/> 知り合いの区民会議委員から
<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 掲示版
	<input type="checkbox"/> 団体の会合( )
	<input type="checkbox"/> 新聞・タウン誌等
(2)パネルディスカッションはいかがでしたか？	
<input type="checkbox"/> よかった	<input type="checkbox"/> ふつう
	<input type="checkbox"/> あまりよくなかった
(3)「こどもの自転車ルール標語表彰式」はいかがでしたか？	
<input type="checkbox"/> よかった	<input type="checkbox"/> ふつう
	<input type="checkbox"/> あまりよくなかった
(4)「Let`sトラビック!」「交通安全〇×クイズ」はいかがでしたか？	
<input type="checkbox"/> よかった	<input type="checkbox"/> ふつう
	<input type="checkbox"/> あまりよくなかった
(5)パネル展示はいかがでしたか？	
<input type="checkbox"/> よかった	<input type="checkbox"/> ふつう
	<input type="checkbox"/> あまりよくなかった
(6)本日の開催時間の長さはいかがでしたか？	
<input type="checkbox"/> 長い	<input type="checkbox"/> ちょうどよい
	<input type="checkbox"/> 短い
2 区民会議について	
(1)「区民会議」を知っていましたか？	
<input type="checkbox"/> 知っていた	<input type="checkbox"/> 知らなかった
⇒(どのような場面で知りましたか？ )	
(2)区民会議で審議して欲しいテーマは何ですか？(いくつでも)	
<input type="checkbox"/> 災害対策などの地域防災活動の推進	<input type="checkbox"/> 自転車対策・交通安全の推進
<input type="checkbox"/> パトロールなどの地域防犯活動の推進	<input type="checkbox"/> 健康で生きがいの持てる地域づくり
<input type="checkbox"/> 安心して子育てできる環境づくり	<input type="checkbox"/> 地域コミュニティ活動の推進
<input type="checkbox"/> 温暖化防止など地球環境問題	<input type="checkbox"/> ポイ捨て防止などの地域環境の向上
<input type="checkbox"/> 地域の特徴を活かした区の魅力づくり	<input type="checkbox"/> 特にない
<input type="checkbox"/> その他(具体的に： )	
3 その他	
ご意見・ご感想などありましたらご自由にお書きください。(足りない場合は裏面もお使いください)	
●あなたについて ( 性別 / お住まい / 年齢 / 町内会等・老人クラブへの加入)	
<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 幸区 (町名)
<input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 区外(区) <input type="checkbox"/> 市外( )
<input type="checkbox"/> ~10代	<input type="checkbox"/> 20代
<input type="checkbox"/> 30代	<input type="checkbox"/> 40代
<input type="checkbox"/> 50代	<input type="checkbox"/> 60代
<input type="checkbox"/> 70代	<input type="checkbox"/> 80代~
町内会等への加入	
<input type="checkbox"/> 加入している	<input type="checkbox"/> 加入していない
老人クラブへの加入	
<input type="checkbox"/> 加入している	<input type="checkbox"/> 加入していない

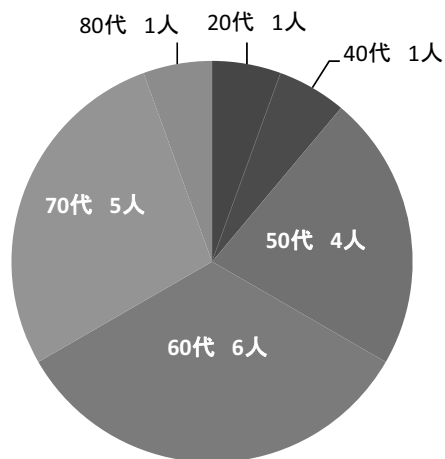
御協力ありがとうございました。

(1) 回答者の属性（設問への未回答者を除く。以降も同様）

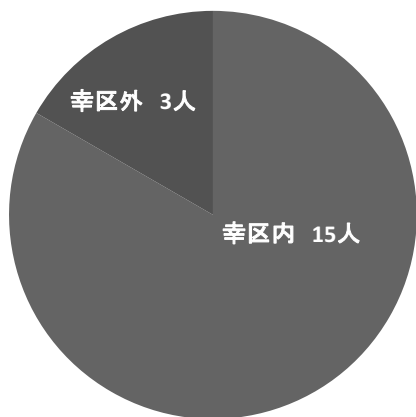
ア 性別



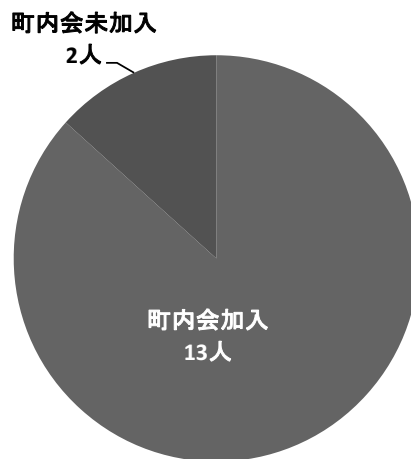
イ 年齢



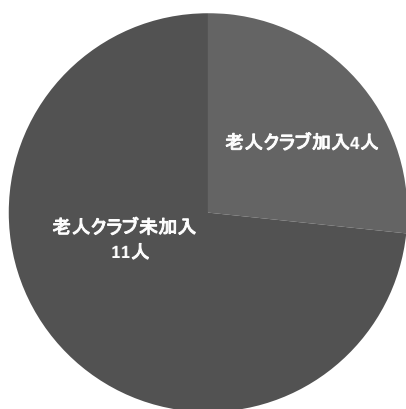
ウ 居住地



エ 町内会等への加入有無

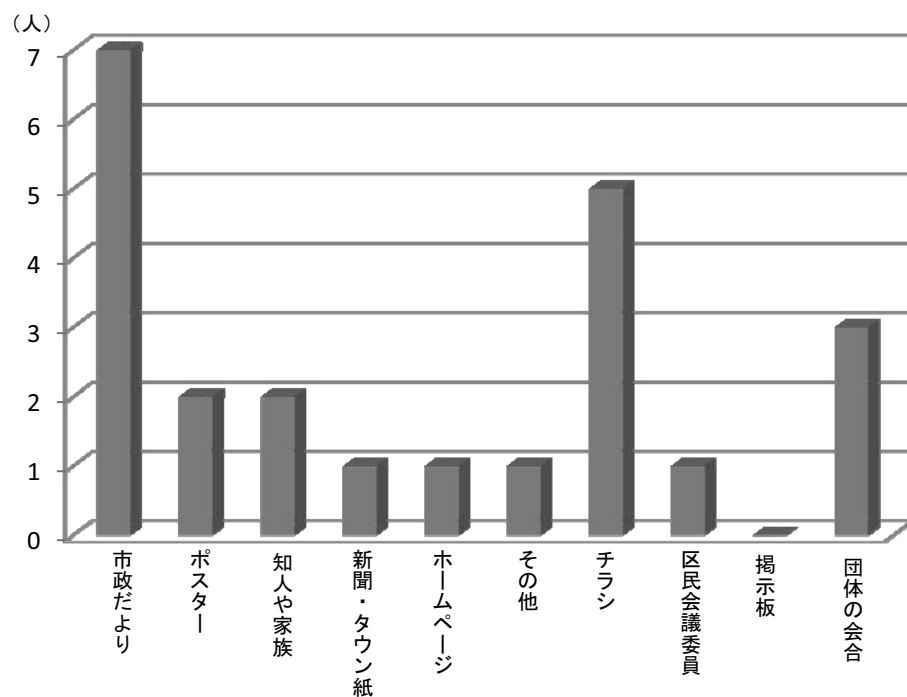


オ 老人クラブへの加入有無



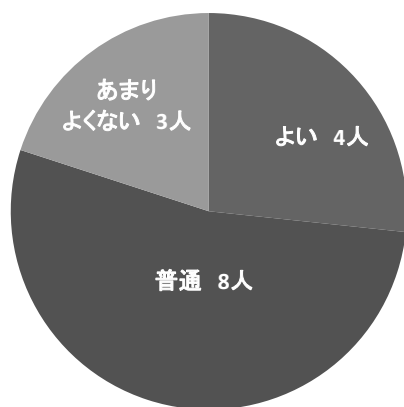
(2) 区民会議フォーラムについて

ア 開催をどのようにして知ったか

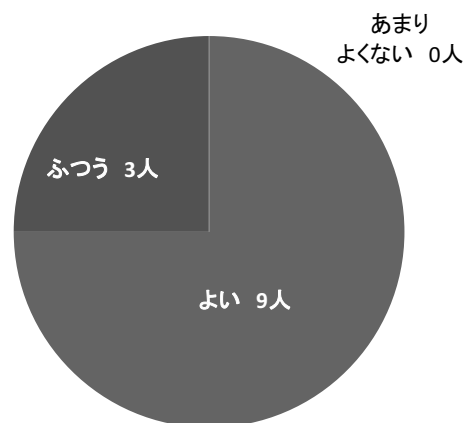


イ 区民会議フォーラムの各内容の評価

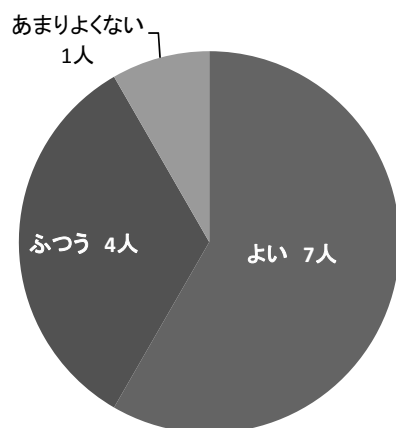
(ア) パネルディスカッション



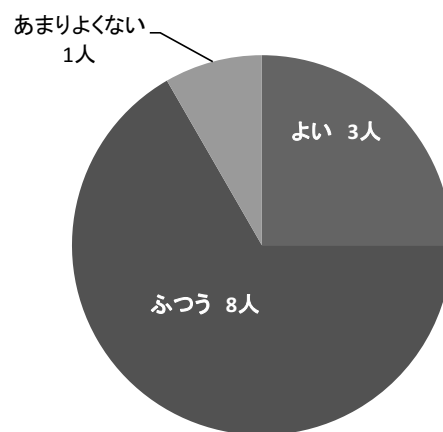
(イ) こどもの自転車ルール標語表彰式



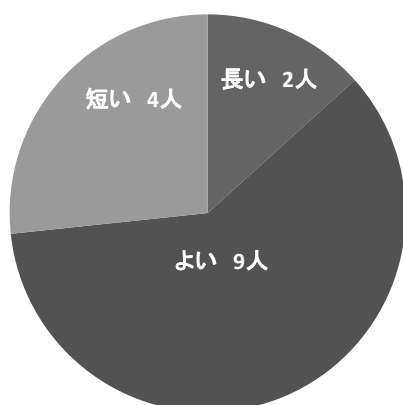
(ウ) 「Let`s トラビック」「〇×クイズ」



(エ) パネル展示

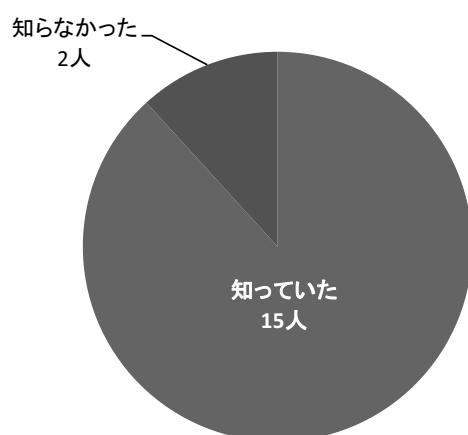


(オ) 開催時間

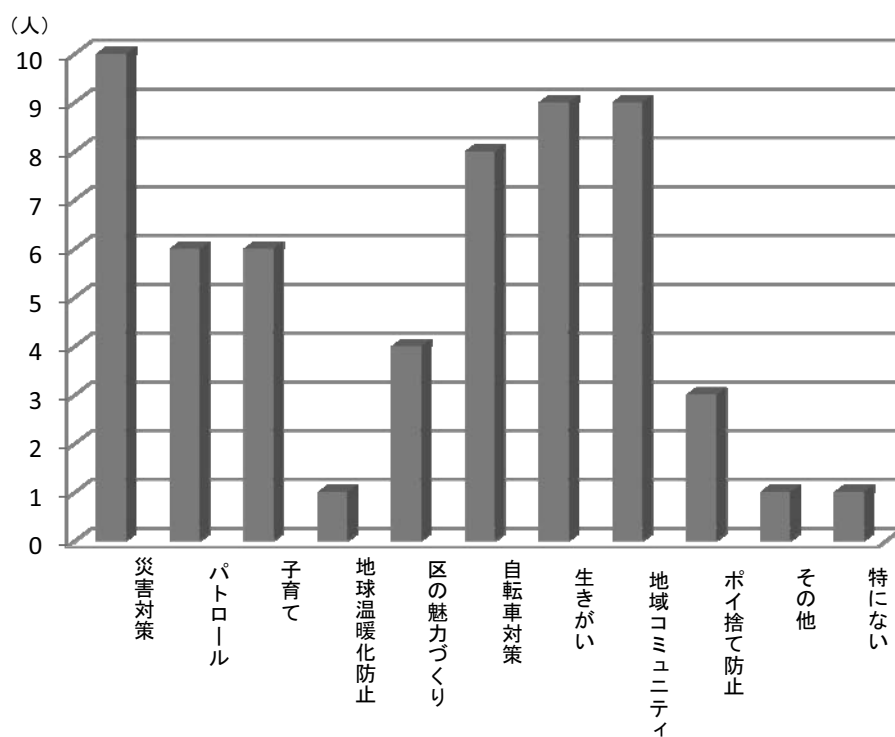


ウ 区民会議について

(ア) 区民会議の認知



(イ) 区民会議で審議してほしいテーマ



## エ 自由回答（主なもの）

### （ア）区民会議の取組内容について

- ・ひとり暮らし老人の対応が難しい。民生委員などで対応しているということがわかった。
- ・防災マップづくりと、その実行が必要なことを理解した。
- ・地域の避難場所がわかっていない。
- ・基本となる情報の不足は公助の責任が大きい（災害リスクの見える化、災害に弱い幸区の実態、水源からの遠さ、脆弱性、木造密集地、液状化対策）。委員は、それらを普及する責任も負っているが、まずその基本の勉強が不足している。
- ・老人の問題について、基本的な情報量の圧倒的不足（自殺者、孤立化が3万人を超えることは共通の問題。自殺者対策のノウハウをきちんと入れるべき）
- ・自転車マナーとは「歩行者優先」の思想が原点になければならないが、そういう視点は抜けている。
- ・町内会からパトロールをしてもらいたい。

### （イ）区民会議フォーラムについて

- ・パネルディスカッションは時間不足だった。
- ・パネルディスカッションの進行調整ができていない。
- ・もう少し学識など、客観的な意見を伝える立場のパネラーがいても良かった。
- ・発表者の一方的な発表なので、身近な問題が全然聞けなかった。
- ・神明町の防災訓練の話が良かった。
- ・交通関係の催しはとてもおもしろかった。ぜひ様々な世代の方にも体験してもらいたい。
- ・フォーラムとは「市民が討議する場」である。討論の場には程遠い進行であると言わざるを得ない。意見を書いても討議ができなければ、来た意義を感じられないのではないか。また、子どもが話に参加できるのでなければ場を設けたことにならない。アトラクションとフォーラムは分けるべき。来た人を楽しませるという視点も不足している。
- ・圧倒的に区民が意見を言える場が少ない。会議を傍聴していて、おかしいと思うところも最後まで修正されないのは公募委員の割合が少ないからではないか。
- ・毎回の記念品は不要である。
- ・始めて出席して勉強になりました。

### （ウ）その他

- ・「しあわせあふれる」という言葉は、孤立している人の孤立感を余計に深めると思う。

## 参 考 资 料

1 第4期幸区区民会議委員・参与名簿

【委員名簿(部会別、50音順)】

(暮らしの安全部会)		
審議テーマ		
○地域防災力の向上		
○自転車ルール順守の推進		
	氏名	推薦団体・公募
1	いしはら ようこ 石原 陽子 (副部会長)	幸区自主防災連絡協議会
2	おしやま かねつぐ 押山 兼二 (部会長)	幸区交通安全対策協議会
3	かみや あつこ 神谷 厚子 (副委員長)	幸区子ども会連合会
4	こいずみ みいこ 小泉 実意子	幸区医師会
5	こんどう たえ 近藤 多恵	日吉のわッ実行委員会
6	すずき なみえ 鈴木 奈美枝	幸区保護司会
7	にしの きょういち 西野 恭一 (委員長)	幸区町内会連合会
8	ひるま まさはる 昼間 政治	幸商店街連合会
9	みほり はちろう 三堀 八郎	市民公募

(みんなで見守りたい)		
審議テーマ		
○地域の見守り体制づくり		
	氏名	推薦団体・公募
1	かみや みわ 神谷 美和	幸区役所夢こんさあと 実行委員会
2	こば としみつ 古場 敏光 (部会長)	幸区まちづくり推進委員会
3	さかい きよし 酒井 清	幸区文化協会
4	すずき ただお 鈴木 忠夫	日吉商店街連合会
5	すずき みやこ 鈴木 都	市民公募
6	とばり かずよし 戸張 一吉	幸区老人クラブ連合会
7	ならばやし てるえ 檜林 照江	幸区社会福祉協議会
8	はら きよこ 原 紀代子	市民公募
9	はるた きみえ 春田 公江	市民公募
10	むらた せいこ 村田 清子 (副部会長)	幸区民生委員・児童委員 連絡協議会
11	ゆき えつこ 遊佐 栄津子	幸区PTA協議会

【参与(50音順)】

川崎市議会議員

	氏名	会派
1	おだ りえこ 小田 理恵子	無所属
2	かぶらき しげや 鎌木 茂哉	自由民主党
3	かわの ただまさ かわの 忠正	公明党
4	ちくま こういち 竹間 幸一	日本共産党
5	ぬまざわ かずあき 沼沢 和明	公明党
6	やまだ ますお 山田 益男	民主党
7	よしだ ふみこ 吉田 史子	民主党

神奈川県議会議員

	氏名	会派
1	いちかわ よしこ 市川 よし子	民主党・かながわクラブ
2	たなか とくいちろう 田中 徳一郎	自由民主党



2 第4期幸区区民会議 会議開催等日程

	平成 24 年度							平成 25 年度							平成 26年度 4~6月								
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
■ 全体会議	7/28 第1回				11/12 第2回				3/18 第3回				7/8 第4回							2/3 第5回		3/16 「第4期区民会議プラットフォーム」の開催	
■ 企画運営部会				10/29 第1回				3/11 第2回				6/24 第3回							1/20 第4回				
■ 専門部会 暮らしの安全部会			9/3 第1回	9/26 第2回	12/14 第3回	1/28 第4回	2/15 第5回		3/12 日吉中DIG		4/19 第6回	5/27 第7回	8/7 第8回	8/28 日吉中WS	9/20 第9回	10/6 交通安全教室	11/1 第10回	12/19 第11回	1/22 区民会議交流会の開催				
■ 専門部会 みんなで見守りたい	8/30 第1回		10/3 第2回		12/12 第3回		2/4 第4回	2/20 第5回	3/1,4,19 現場訪問 インタビュー	1/21 29 現場訪問 インタビュー	4/22 第6回	5/29 第7回	8/26 第8回	9/18 9/25 インタビュー	9/18 9/25 インタビュー	10/8 インタビュー	10/8 インタビュー	12/11 第11回					
	「報告書」のとりまとめ等																						

### 3 関係条例等

#### 川崎市区民会議条例

(目的及び設置)

第1条 区民(川崎市自治基本条例(平成16年川崎市条例第60号)第22条第1項に規定する区民をいう。以下同じ。)の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する

(名称)

第2条 区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。

(所掌事務)

第3条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。

(組織等)

第4条 区民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者
- (2) 区民会議の委員に応募した者
- (3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 区民会議は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 区民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(区民会議参与)

第9条 川崎市の議会の議員及び神奈川県議会の議員は、その議員の選挙区とされる区の区民会議の会議に出席することができる。

2 前項の規定により会議に出席した議員は、区民会議参与として必要な助言をすることができる。

(区長等の役割)

第 10 条 区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係機関との連携  
その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、前項に規定する区長の役割が  
的確に果たされるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該結果を市政に反映するよ  
う努めるものとする。

(庶務)

第 11 条 区民会議の庶務は、各区役所において処理する。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は規則で定め、区民会  
議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

## 川崎市区民会議条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市区民会議条例（平成 18 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。）

第 4 条第 2 項第 1 号及び第 12 条の規定に基づき、区民会議の組織に関し必要な事項を定めるも  
のとする。

(課題の選定)

第 2 条 区民会議は、区民会議の委員が自らの活動等を通じて把握した課題及び区役所が業務を通  
じて把握した課題のうちから調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。

(分野)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める分野は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災又は地域交通環境の向上など安全で快適な暮らしを支える分野
- (2) 福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野
- (3) 子育て、教育など人を育て心をはぐくむ分野
- (4) 緑の保全、ごみの抑制など自然環境又は生活環境を向上させる分野
- (5) 産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野
- (6) 文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野
- (7) 地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野
- (8) 前各号に定めるもののほか、各区の地域特性に応じた課題に関する分野

(専門部会)

第 4 条 区民会議は必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は専門的事項に関す  
る調査検討を行うものとする。

2 専門部会に属すべき委員は、委員長が区民会議に諮って指名する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。

4 専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は

意見を聴くことができる。

- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 幸区区民会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市区民会議条例第1条の規定に基づき設置する幸区区民会議（以下「会議」という。）の組織について、川崎市区民会議条例規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(団体推薦委員)

第2条 区長は、規則第3条に規定する分野に基づき、地域社会の課題解決を推進する上で、委員への推薦が必要と思われる団体（以下「推薦団体」という。）を選定する。

- 2 区長は、地域社会の課題等の変化に応じて、推薦団体について見直すことができるものとする。

(委員の推薦)

第3条 推薦団体は、区長から委員の推薦を依頼されたときは、「幸区区民会議委員推薦書（第1号様式）」により、速やかに委員の推薦を行う。

- 2 推薦する委員は、当該団体に所属する者でなければならない。
- 3 第1項の規定により選任され、これを承諾する者は、「幸区区民会議委員就任承諾書（第2号様式）」（以下「就任承諾書」という。）を区長に提出するものとする。
- 4 推薦団体が委員を変更したい場合には、「幸区区民会議委員推薦変更届（第3号様式）」を区長に提出するものとする。

(公募委員)

第4条 委員の公募についての人数、資格、任期及び選考方法等、必要な事項については、区長が別途これを定める。

- 2 前項により選任され、これを承諾する者は、就任承諾書を区長に提出するものとする。

(区長推薦委員)

第5条 区長は、性別、世代、地域のバランスのほか、様々な観点を考慮し、委員を選任することができる。

- 2 前項により選任され、これを承諾する者は、就任承諾書を区長に提出するものとする。

(委員の再任)

第6条 区民会議自体の活性化を図る上で、委員の再任回数については、2回とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期終了までとする。

2 前項の規定に関わらず、任期中に委員長又は副委員長が欠けたときは、補うことができる。  
(専門部会)

第8条 規則第4条に定める専門部会の設置及び廃止は、委員長が区民会議に諮り、これを決定する。

2 前項において決定する事項は、専門部会を構成する委員(以下「部会員」という。)の選任、調査検討する内容及び調査検討結果の報告時期とする。

3 規則第2条で定める課題の選定について、専門部会を活用することができる。  
(区民への周知)

第9条 区長は、調査審議の結果及びこれに対する取組みの状況等について、市政だよりやホームページ等により区民への周知に努めるものとする。

2 区長は、広く区民の参加を推し進めるため、会議の制度や会議及び専門部会の開催日時その他必要な事項について、積極的に区民への発信に努めるものとする。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、幸区役所まちづくり推進部企画課にて処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の組織に関して必要な事項については、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 幸区区民会議運営要領

### 1 制定趣旨

この要領は、川崎市区民会議条例(以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、幸区区民会議(以下「会議」という。)の運営に関し、効率的かつ自律的になされるために、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 課題の把握

(1) 会議は、地域社会の課題等について、区役所が把握している課題、委員が自らの活動を通じて把握した課題や区民からの意見などを取りまとめ、調査審議すべき事項を選定する。

(2) 調査審議すべき事項の選定については、専門部会を活用し、全体会議において行う。

### 3 調査審議

(1) 調査審議は、出席委員の合意形成を図るものとする。

(2) 委員長は、調査審議結果について取りまとめ、これを速やかに区長及び市長に提出する。なお、任期最終の会議では、審議継続中の事項を含め任期中の検討結果について、区長及び市長に書面をもって提出するものとする。

#### 4 推薦団体の説明

区長は、要綱第2条第2項に基づき、推薦団体の見直しを行った場合には、その理由等について、会議に説明するものとする。

#### 5 会議の運営

会議の開催回数や開催時期、開催する時間帯等については、委員長が専門部会を活用し、これを決めることとする。

#### 6 専門部会

- (1) 課題テーマについて調査検討を行う部会と、円滑な運営について協議する部会を設置する。
- (2) 専門部会の部会長は、委員の互選により、これを選出する。
- (3) 専門部会における調査検討の結果は、出席委員の合意形成を図るものとする。
- (4) 部会長は、調査検討の結果を取りまとめた場合には、速やかに委員長に報告するものとする。
- (5) 任期最後の専門部会については、部会長は、継続中の事項を含め、その結果を速やかに委員長に報告するものとする。
- (6) 委員長は、専門部会から報告を受けた際には、これを会議に諮る。
- (7) 前各項に規定するもののほか、必要な事項については、運営について協議する部会でこれを定める。

#### 7 その他

この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って、これを定める。

#### 附 則

この要領は、平成18年10月25日から施行する。